

平成 26 年 第 1 回 宗像地区事務組合 議会定例会 会議録

期日：平成 26 年 2 月 17 日（月） 10:30～15:07

場所：宗像地区事務組合 多礼浄水場 3 階会議

大久保議長	<p>ただ今の出席議員は、16 名で、定足数に達しています。</p> <p>よって、平成26年第1回宗像地区事務組合 議会定例会は成立いたしましたので、ここに開会をいたします。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めたものは、組合長及び副組合長、事務局長、消防長、会計管理者、以下、関係職員です。</p>
大久保議長	<p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>4番 米山議員、 5番 神谷議員 を会議録署名議員として指名をいたします。</p> <p>日程第2 「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>会期は、お手元に配付をしている日程で、本日、1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
大久保議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日、1日限りと決定いたしました。</p>
	<p>日程第3 「諸報告」に入ります。 谷井組合長。</p>
谷井組合長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、平成 26 年第 1 回宗像区事務組合議会定例会を開催しましたところ、お忙しい中、議員の皆様におかれましてはご出席をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本組合の関係市である宗像市・福津市においては、厳しい経済情勢や地方財政を取り巻く状況を的確に捉え、事務事業の見直し、組織の簡素化など、行財政改革を一層推進し、財政運営の強化を図っているところでございます。</p> <p>このような状況の下で、組合としての役割を果たしていくためには、関係市の置かれている状況を充分に把握し、事務事業を更に効率的・効果的に運用していくことが必要不可欠であると考えております。</p> <p>組合におきましては、第2次宗像地区事務組合行財政改革大綱を策定し、合理的かつ効果的な組合運営を推進するための業務の再編に取り組んでいるところであり、併せて、昨年 9 月に宗像地区消防本部行財政改革プランを策定し、10 月の全員協議会において報告をさせていただいたところです。</p>

谷井組合長	<p>しかし、一方では、消防施設の設備更新事業や水道施設の老朽化などにより、今後も投資的経費の増大が予想される状況にあり、更なる事務事業の見直しや行財政全般にわたる改革を進めすることが強く求められているところです。</p> <p>よって、平成 26 年度予算は、中長期的な視点に立ち、経営の効率化、コストの削減を念頭に置きながらの予算編成を行っています。</p> <p>それでは、本日の議案を簡単にご説明申し上げます。</p> <p>第 1 号議案の「専決処分の承認について」ですが、昨年の 12 月 17 日火災消火活動を終え、帰路の途中において、わたくしどもの消防自動車と道路に停車中の車両と接触事故を起こしております。平成 26 年 1 月 17 日付けで専決処いたしましたので、報告をし、承認をいただくものです。</p> <p>第 2 号議案は、「宗像地区消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」の制定議案と第 3 号議案から第 8 号議案については、6 件の条例改正案を提出しております。</p> <p>第 9 号議案の「財産の無償貸付について」ですが、社会福祉法人宗像会が宗像市用山で精神薄弱者通所授産施設「くすの木園」を運営してありますが、当該施設用地を平成 6 年 9 月に無償貸付を行い、この期間が満了することから引き続き無償貸与を行うことについて承認をいただくものです。</p> <p>第 10 号議案から第 14 号議案につきましては、一般会計、急患センター事業特別会計、大島簡易水道事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計及び水道事業会計の平成 25 年度補正予算案を提出しております。</p> <p>第 15 号議案から第 19 号議案については、一般会計、急患センター事業特別会計、大島簡易水道事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計及び水道事業会計の平成 26 年度予算案を提出しております。</p> <p>それではここで、平成 26 年度予算編成方針から、基本方針について、申し上げます。主に 5 項目を挙げております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 項目、「行財政改革の断行」 2 項目、「経常的経費の節減合理化」 3 項目、「投資的経費の重点化と計画的実施」 4 項目、「民間活力の積極的な導入」 <p>最後に、「関係市負担金」については、両市の厳しい財政状況を十分認識し、歳出の節減に努めるとともに、負担金の増嵩の抑制を図るものといったしております。</p> <p>以上、5 項目を基本方針として挙げております。</p> <p>続きまして、予算の総額ですが、一般会計の歳入歳出予算の総額は、18 億</p>
-------	--

谷井組合長	<p>7,306万4千円、急患センター事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、2億6,036万5千円、大島簡易水道事業特別会計の歳入歳出予算は、5億6,676万8千円、本木簡易水道事業特別会計の歳入歳出予算は、2,058万円となっております。</p> <p>水道事業会計の全体事業費としては、49億4,453万円となっております。</p> <p>詳細につきましては、事務局長から議案の中で説明させます。</p> <p>また、本日は、議会終了後、全員協議会を予定しておりますので、最後までよろしくご審議の程、お願い申し上げまして、ご報告とさせていただきます。</p> <p>今後とも、議員の皆様方におかれましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。以上です。</p>
大久保議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>日程第4「一般質問」を行います。</p> <p>本議会における一般質問の通告議員は、1名です。</p> <p>なお、一般質問の制限時間は、答弁時間を含んで、1人あたり、55分以内となっております。</p> <p>1件ごとの質問回数については、制限はありません。</p> <p>質問は、一問一答方式で行います。また、質問は、自席にてお願いいたします。</p> <p>10番 石松議員の質問を許します。石松議員どうぞ。</p>
石松議員	<p>それでは今回の一般質問、ひとつ目は、し尿処理場の今後の活用策について質問をしたいと思います。細部にあたっては1、2、3とございますので。</p> <p>まずひとつ目は地元との協議についてお伺いをいたします。地元、曲区については1月18日に総集会を開催し、協議内容で合意したとお伺いをしております。</p> <p>合意した協議内容はどういう内容なのか、もうひとつの地元であります后曲とは合意ができたのかお伺いをしたいと思います。</p> <p>ふたつ目は搬入量並びに稼働率の今後の見通しについてお伺いしたいと思います。平成23年度の搬入量は全体で34,459キロリットル。平成24年度の搬入量は31,117.2キロリットルでありまして、一日当たりに換算しますと94.4キロリットル。並びに85.3キロリットルとなり、年々減少していることが資料からもよく分かります。</p> <p>また、一日当たりの処理能力、これが施設では1日130キロリットルが能力ですが、これと比較しますとそれぞれ73%、66%という稼働率で減少しているということが分かります。</p> <p>それで平成25年度の見込みの数量、並びに今後10年間の搬入量並びに稼働率の推移見通しについてお伺いしたいと思います。</p> <p>3点目ですが、防災・減災の観点からこの曲区にありますし尿処理場施設を高く評価して、できるだけ長く活用すべきではないかという問題提起をしたいと思います。昨年、7月の視察研修でも確認をいたしましたけれども、3年前の東日本大震災の教</p>

石松議員	<p>訓として認識をしなければならない そのひとつとして下水道システムは地震に大変弱いということあります。施設自体大丈夫であったとしても管路等が途中で破損等して機能を果たすことができずに、どの地域でも下水道システムを使用することができずトイレ対策が大変であったということあります。</p> <p>本施設の周辺自治体のなかで屎処理施設がなく、また遠くの自治体に高い搬入費を負担し搬送している自治体が 2 カ所ほどあります。将来の解体費用や釣川の浄水費用、また周辺地域の環境整備等今後とも経費は必要です。</p> <p>当然ではありますが地元住民の同意が大前提ですが、この実態を私はビジネスチャンスとして考えることができないかお伺いをしたいと思います。本施設の稼働率は今後とも減少していくと予測されますが、ゼロにはならないと思います。</p> <p>その減少部分を、必要な周辺自治体からお金をもらって受入可能とすること、現状の搬入単価より安くすることで該当自治体からは喜ばれるし、本組合としても確実に収入の確保が見込められます。当然ですが地元住民にも何らかのかたちで還元することは可能であろうと考えます。</p> <p>そこで、今後 10 年経過しても搬入量がゼロにならないのであれば、逆にこの施設を「宝を生み出す財産」として適切な維持管理を実施し、私は出来るだけ長く活用すべきではないかと提案するものであります。以上です。</p>
大久保議長	事務局長。
石松事務局長	<p>石松議員の一般質問にお答えさせていただきます。</p> <p>1 点目の地元との協議についてのお尋ねにお答えをいたします。</p> <p>今回の延長協議の申し出につきましては更なる再延長ということで曲区との交渉に關しましては大変厳しいものがございましたが、本年の 1 月 18 日に開催していただきました総集会におきまして使用期限の延長について慎重に進めていくという区の皆さまのご意見をいただいたいというところでございます。</p> <p>しかしながら地元との協定締結にはもう少し時間を要するというふうに考えておりまことから、組合といましても曲区とは誠意を持って交渉させていただきたいと考えております。なお曲区との協議が整いましたら当然に后曲区との交渉も進めていくというふうに考えております。従いまして地元とは交渉中でありますことから具体的な内容につきましては発言を控えさせていただきますけれども、もう少し時間をいただきまして地元のご理解をいただき、協定書の締結が整いましたら改めてご報告をさせていただきたい、というふうに考えております。</p> <p>それから 2 点目の搬入量並びに稼働率の今後の見通しということでございます。</p> <p>今回延長協議を重ねる際に宗像市、福津市から提出されました推定搬入量につきましては、当然に組合として把握はしておりますところでございます。</p> <p>議員さんの質問にございましたように搬入実績につきましては平成 23 年度と平成 24 年度を比較いたしますと確かに減少しております、平成 25 年度におきましても平</p>

石松事務局長	<p>成 26 年度 1 月末現在になりますけども 1 日当たり 77.9 キロリットルとなっておるところでございます。今後も公共下水道の整備の進捗に伴いまして減少していくものと考えております。</p>
	<p>今回、平成 35 年度末までを使用期限といたします延長協議を進めておりますけれども、現在把握しております平成 35 年度一日当たりの推定搬入量を 22.8 キロリットルと予定しております。従いまして浄化センターの 1 日当たりの処理能力は 130 キロリットルでありますことから、稼働率 17.5% と予測しておりますところでございます。</p>
	<p>続きまして 3 点目、防災・減災の観点から し尿処理場施設を高く評価し、できるだけ長く活用すべきだ、というご質問でございます。</p>
	<p>このご指摘はごもっともであると当然に考えておりますが、組合といたしましては使用期限の延長協議、先ほど 1 点目の質問でお答えいたしましたように、最大の努力目標と掲げ、現在地元との協議を進めておる最中でございます。</p>
	<p>現在のところ、議員の言われるようなところまでの活用方法につきましてはまだ検討ができない、というのが現状でございます。組合といたしましても曲区とは誠意をもち、延長協議しておりますことをご理解いただきまして、その後にいろいろ考えたいと思っております。以上です。</p>
大久保議長	石松議員。
石松議員	ありがとうございました。
	<p>まず 1 点目の地元との協議についてですが、これは今、事務局長が答弁されたように地元曲区とは慎重に進めていくということでは大筋話ができるとしている。ただ今現在では細部についてはまだ協議ができていない、まとまっていない、ということでした。</p>
	<p>そして后曲区につきましては、この曲区との協議が合意後にあたるという話でした。そこで一つお聞きしたいのは、今日この議会が終わった後に全員協議会があります。そのなかで浄化センター使用延長協議について、という項目がありますが、その中身についても今答弁にあったような中身に終始する、ということで理解していいんですか。</p>
大久保議長	事務局長。
石松事務局長	基本的にはその内容になっております。
大久保議長	石松議員。
石松議員	<p>ではお伺いしますが今日が 2 月 17 日、新たな延長というのがこの 4 月 1 日から 10 年間、というふうに聞いています。当然相手のあることですからホップ・ステップ・ジャンプというふうに進めていかなくてはならないと思いますが、今、執行部の考えている</p>

石松議員	スケジュールを少し教えていただけますか。
大久保議長	事務局長。
石松事務局長	われわれといたしましては3月いっぱい地元と協議をして、4月早々には、と思っておりますけれども、相手がございますので、急ぎたいということはお願ひしておりますが、なかなかこちらの思うようには協議が進まない、という状況でございます。
大久保議長	石松議員。
石松議員	<p>こういった協議というのは当然ですが、当事者が大きく二つあるわけですね。こちらの組合側の立場の方と、地元と。</p> <p>ですから当然これはたくさん数を重ねて信頼関係を築きながら、向こうのいろんな話もお聞きしながらこちらのお願いもする、まさにこれは交渉ごとですね。そこでどのくらい熱意を持ってこの本組合執行部としてあたっているのか、少しその辺の状況を教えていただけますか。</p>
大久保議長	事務局長。
石松事務局長	交渉そのものが10回を超えておりますし、また先月、役員のほうから「車に乗ってるな」と言われて、アルコールの入った会食を、向こうの方の申し出でさせていただきながら、交渉を進めておる、といった状況でございます。
大久保議長	石松議員。
石松議員	<p>私がお願いしたいのは、いわゆる8時半から17時までの交渉はあくまで表の世界であって、こういった協議は表・裏という表現が適切かどうか分かりませんが、水面の下での交渉が一番大事なんですね。ですからその部分について今までしっかりとアッテいただいていると思いますが、今後につきましても熱意を持ってこちらの誠意を見せてしっかりと交渉していただきたいと思います。</p> <p>ひとつ確認をしたいのが、平成19年3月31日に締結した前回の延長時のときに地元と約束した、生活環境の整備等があったと思いますが、それについての進捗状況についてお伺いしたいと思います。</p>
大久保議長	事務局長。
石松事務局長	生活環境整備、いわゆる周辺整備について、地元からの要望につきまして取り上げてそれなりの成果を上げた、这样一个ことで地元からも評価をいただいておりますが、やはり積み残しになっておる部分等がございますので、それにつきましてもま

石松事務局長	た現在詰めていく、しかしその前の基本的に延長していた、というところがまだ十分に固まりきっておりませんので、その話も出しつつ同時並行で進めている、前回の周辺環境整備で不十分なところにつきましては当然にできる分につきましてはやっていきたいと思っております。以上です。
大久保議長	石松議員。
石松議員	前回協議が整ったのが平成19年3月31日、そして4月1日からその当時は10年延長ということでした。あれから約7年目が今経過しています。あのときに何項目か生活環境の改善ということで約束をしたことがあると思いますが、今、事務局長の答弁を聞いておりますと積み残しがまだあるという話、具体的にどのような積み残しがあるのか、そのテーマについていつまでに終わらせるという考え方、教えていただけますか。
大久保議長	事務局長。
石松事務局長	積み残しという答弁が悪かったと思いますが、新たな追加的なものでございまして、水路等の補修につきましても差替えではなく新設と、そういうふうな若干のグレードの違いとか、そういうのが細かく出てきているようで、その具体的な宗像市の担当部署を呼んだ細かい協議にはまだ入れておりません。
大久保議長	石松議員。
石松議員	再度確認しますが、平成19年末に締結した内容、いわゆる生活環境の改善、何項目かあったと思いますが、一応その項目については作業が終わったというふうに理解をしていいのか、今の答弁では追加がどうのとありましたか、そこのところの線引きを上手にしてくれませんか。
大久保議長	事務局長。
石松事務局長	そのときの要望については基本的に終わっております。そしてすぐまた追加的に出てきている、というふうな状況です。
大久保議長	石松議員。
石松議員	前回の延長時の課題等については一応終わっている、というふうに認識をしたいと思います。そして今現在の新たな再延長については、この場ではまだ詳らかに照会は出来ないが、誠心誠意しっかりと現場に入って調整を進めている、ということで理解をしたいと思います。

石松議員	<p>次の搬入量、ならびに稼働率の今後の見通しですが、数字が物語つているように、毎年毎年当然ですが減少しておるわけです。そして10年後の平成35年度の見込みは、1日当たり本施設の稼働能力が130キロリットルですから、それが22.8ということで稼働率は17.2%となる。</p> <p>3点目のところに繋がるわけですが、非常に稼働率は少なくなってくる、しかしながらゼロではないので運転はしないといけない。当然それなりの人も削減することは出来ないでしょうし、機械類もずっと回さないといけない、ということですね。</p> <p>そういう現状を睨みまして、この余力というと語弊があるかもしれません、どんどん少くなって余力分が増えてくるわけですから、この余力分をもしこの周辺自治体のなかで、この本施設で入れてもらえないだろうか、助けてもらえないだろうか、ということがあつたと仮定をしたときに、それはひとつのビジネスチャンスとしても考えるといいのではないか、というのが今回の提案なのです。</p> <p>具体的な話をしますと、今、新宮町は平成23年10月から久留米市の北野町というところにあります両筑衛生施設組合というところ、ここは処理能力が300キロリットル/日ですね、ここに加入しているのが筑紫野市・小郡市・太宰府市・太刀洗町・久留米市・筑前町、この6つの自治体が組合をつくって運転をしているわけですが、ここに対して新宮町は平成23年10月から搬入をさせてもらっているということです。</p> <p>これは行政間の相互協力の観点から新宮町の公共下水道処理体制が整うまでの間、終末処理の事務を委託しているということなんですけれども、この距離を見ますと相当遠いですね。それで、よく遠いところまで持つて行ってるなど感心するわけですが、新宮町のほうから本施設、本組合に対してそういった搬入の要請等が過去あったかどうかお聞かせ願いたい。</p>
大久保議長	事務局長。
石松事務局長	私の把握しております限りでは、正式な搬入の申込み、打診等はございません。
大久保議長	石松議員。
石松議員	<p>新宮町からそういう話は正式にも無く、事前の相談もなかったということですね。</p> <p>また一方、直方市も老朽化がひどくて、今、北九州市へし尿の搬出をお願いしているんです。北九州市からすると平成26年1月と2月の間にこの直方市のし尿処理を試験受託という、テストケースとして受けると、もし問題等がなければ引き続きやるのかどうかわかりませんけれども、そのような状況のようです。それで、この直方市からも本組合に対してそういう相談等が過去あったかどうかお聞かせ願いたい。</p>
大久保議長	事務局長。
石松事務局長	直方市につきまして、私は関与しておりませんが、過去にあったように聞いておりま

石松事務局長	す。ただしそのときに当然必要になります一般廃棄物処理計画等の見直し、そういう具体的なところまで行かずにはその前で、うやむやになったというようなことでは聞いたことがあります。以上です。
大久保議長	石松議員。
石松議員	<p>あくまでも地元住民の方が同意をするという、これが大前提で今私はしゃべっています。しかしながら直方市からは正式ではないとしても水面下でそういう相談があったと。そのときにもちろん 1 日当たりの稼働率、今、私たち宗像市・福津市が搬入している、この搬入量がどうなのか、また稼働率がどうなのかということを睨んだ上で、余力がないのによそ様の分まで受け入れることはできません。</p> <p>しかし先ほど、今後 10 年間の見通しをお聞きしましたけれども、おそらく福津市のほうもどんどん今から下水道の整備も進んでいくでしょう、その結果し尿の搬入量は劇的に少なくなっていく。しかし 10 年経っても 23 キロリットル、稼働率で言えば 18% は維持せざるを得ない、という実態があるわけですから、こういった本施設を迷惑施設という方もいますけれども、私は隣近所の自治体とともに広域処理をする、お互いに助け合う、そういう観点から今後ですね、今はもうこういうかたちで北九州市のほうが 1、2 月試験受託ということですから、その推移を見るしかないですが、今後また 1 年後 2 年後 3 年後に同様の相談等があったときには、私はそういった話を真摯に受け止めて、今後私どもの 10 年計画等を見据えながら、余力があるのかどうか、受け入れる可能性があるのかどうか、もちろん地元住民の同意が大前提ですから当然地元とも相談しないといけませんが、そういう方向で考えるということが必要ではないか、今は私どもの施設に受け入れの話をしていますけど、逆に私どもがお願いをしないといけないようなものもあると思います。そこは国のほうも今からは何でも自前で施設をつくるという時代ではなく、できるだけ広域で処理をしなさい、という指導もしておりますので、そういう方向で検討すべきではないかと考えますが、これは最後になりますので、組合長のほうからお答えいただきたい。</p>
大久保議長	組合長。
谷井組合長	たしかに周りの処理施設も余力が増えるのは事実です。福津市の下水処理計画が進めばですね。ただ、今は何と言っても曲区のほうに 10 年間の延長をお願いしているということですので、石松議員の考えは受け止めておきますが、現在はあくまでも曲区の同意を求めるということが最優先になります。
大久保議長	石松議員。
石松議員	組合長の今の報告を重く受け止めたいと思います。たしかに大事なことだと思います。しかしホップ・ステップ・ジャンプということで、今のことだけを考えるのではなく、5

石松議員	<p>年後 10 年後先を考えのが我々執行部等、議会議員の役割、使命だと思いますので、石松の考え方も少し頭の中に入れておいていただければ幸いかと思います。この項はこれで終わります。第 2 項のほうに入つていいですか。</p>
大久保議長	<p>どうぞ、石松議員。</p>
石松議員	<p>第 2 項は水道事業の将来に向けた懸案事項についてお聞きします。</p> <p>まず一つ目は水道事業全体を北九州市へ包括委託する、という件についてお伺いします。</p> <p>①3 条、これは収益的収入および支出の予算ですが、この予算全体分を北九州市へ包括委託する、という方法を今検討していると思います。現在調整中と認識しておりますが、その進捗状況、内容等について伺いたい。</p> <p>②北九州市が受注可能な要件は何か、北九州市が受けましょう、と言っていただけるような要件が出ていると思います。特に私ども本組合にとって、この要件は厳しい、といった難しい要件があれば、それは何なのか伺いたい。</p> <p>③将来的には 4 条予算、これは資本的収入および支出の予算ですが、この予算分も北九州市へ包括委託することを検討中とのことです、現在の調整段階ではどのような扱いになっているのかお伺いしたい。</p> <p>それから 2 点目ですが、今後の職員体制についてお伺いをしたいと思います。</p> <p>プロパー職員におきましては、現在 8 人が、2 年後の平成 27 年度末には 2 人に減少すると聞いております。本組合の基本方針ではプロパー職員の補充はしない、ということです。</p> <p>その不足分は福津市と宗像市からの派遣職員で対応する、という予定であり、派遣期間は原則 3 年と聞いております。</p> <p>行財政改革の推進という観点からは、私は理解できます。が、現実的にこの事務事業がうまく回らなければ何もなりません。実際問題、業務に不慣れな派遣職員が職場に来てすぐに戦力になるとは考えにくいわけであります。このことはおそらく執行部側も、経営的に大きな課題の一つだと位置付けているのではないかと推測します。</p> <p>1 年目はほとんど戦力にならず、3 年が原則ということですけど、2 年で引き揚げるということもあるようですので、少し慣れた 2 年目 3 年目も後半には元の職場に復帰という、大変、非効率的な職員体制になっているのではないかと想定します。</p> <p>水道ビジョン 2020 には経営基盤の強化という基本方針のもとに、技術基盤の強化、健全な財政、という二つの基本政策があります。</p> <p>政策メニューとしては、技術基盤の強化では適正な人材配置、第三者委託の導入、先進技術動向の調査等があります。</p> <p>水道事業全体を北九州市へ包括委託することは、私は行財政改革の観点からは理解しますけれども、全てを北九州市に任せることなのか、どこまでを委託するのか、このへんにつきまして組合長の基本的な見解をお伺いします。</p>

大久保議長	組合長。
谷井組合長	<p>まず 1 点目の北九州市への包括委託に関する件についての、現在の進捗状況です。</p> <p>宗像地区の水道事業につきましては、平成 22 年 4 月に宗像市及び福津市の水道事業、事務組合の用水供給事業を統合し、事業の効率化等を図りました。その後、平成 24 年 2 月及び 4 月に開催しました全員協議会において、「定員適正化計画」及び「当組合の行財政改革大綱」等で水道事業における第三者委託等の必要性をご説明してきたところです。</p> <p>北九州市とは、平成 23 年 3 月に「北九州市用水供給事業の供給に関する確約書」を締結し、同年 4 月から宗像地区に 1 万トン、受水している関係から、「北九州市水道局と宗像地区事務組合との技術協力に関する協定書」を 10 月 12 日に締結し、17 日の議会全員協議会において、ご説明、ご報告を行っております。</p> <p>北九州市と技術協力の協定の内容につきましては、「緊急時の相互応援」「研修の受入」「広域連携の推進」となっております。その中にあります、「広域連携の推進」では、安全で安心な水の供給をめざすために、北九州市と検討を行う中で、併せて福岡市民間の委託についても検討を重ねてまいりました。今回、北九州市と一定の調整が図られましたので、本日、回答の中に報告も兼ねて述べさせていただきます。</p> <p>石松議員からの①の「北九州市への委託の検討」についてのご質問ですが、先ほども申しましたように、北九州市とは平成 23 年 10 月に「北九州市との技術協力の協定」を締結しており、現在、本格的に「広域連携」について、管理、料金、設備浄水、工務、配水及び給水等について、事務組合の現状報告を行い、委託方法等について、検討を重ねてまいりましたところです。</p> <p>委託の概要としましては、水道事業管理者は、あくまでも、宗像地区事務組合の組合長がおこない、事務組合の経営、水道事業の管理監督にかかる業務、「議会・計画・認可、予算、決算、料金設定など」は事務組合で行います。併せて工事等につきましても当然それは地元、宗像地区でおこなう、というふうに考えております。</p> <p>委託に係る部分は、水道技術管理者が行う業務である「浄水場運転管理業務、水質検査業務、給水業務、施設維持管理業務」そして、「料金収納業務」等を考えておりるので、ご質問のとおりの 3 条予算にあたります。</p> <p>今後、北九州市への委託が可能となりますと、業務の詳細な調整が必要となってくるものと考えています。</p> <p>今後の職員体制についてですが、議員ご指摘のとおり、プロパー職員は、現在 8 人が 2 年後の平成 27 年度末には 2 名になります。平成 22 年 4 月に、両市の水道事業と企業団の用水供給事業を統合した時点では、3 団体の職員合わせて、35 名でスタートしました。</p> <p>両市の水道課が組合に移動したという事で、プロパー職員の補充というより、両市</p>

谷井組合長	<p>職員へは、水道課への異動ととらえ、職員を派遣していただいております。</p> <p>ただ、構成市におきましても職員の新規採用を控え、定数削減の方向で進めており、行財政改革の推進という観点から、事務組合の事業運営については、料金収納業務等、委託をすすめ、職員の削減を図ってきたところでございます。</p> <p>しかし、議員のご指摘のように、派遣期間は原則3年ということですので、現在、両市に水道課がないことから、派遣職員の中にも、その知識を持つものがいなくななり、技術の継承が困難な状況となっています。</p> <p>今後は、一日も早く、安心で安全な、持続可能な水道事業を行うためにも委託の検討を進めることができます最善の方策だと考えております。</p> <p>先ほど包括委託については説明しましたが、水道事業管理者は、事務組合の組合長が行い、経営など骨格の部分は、組合が担うものとし、水道技術管理者が担うものを北九州市に委託をお願いし、進めていきたいと考えております。</p> <p>老朽化した水道施設の更新や主要施設の耐震化への対応、或いは経営基盤の強化などは、私どもが策定しております水道ビジョンにも掲げており、この実現に向けて事業の推進に努めていくことは、何ら変わりはございません。</p> <p>次に北九州市が受注可能な要件は何か、特に、本組合にとって難しい要件は何かということですね。</p> <p>北九州市上下水道局は、平成19年10月に遠賀郡芦屋町の水道事業の統合、平成24年に遠賀郡水巻町の水道事業の統合、さらには、田川郡香春町への用水供給など、既に周辺の自治体との水道事業に関する連携を深め、それぞれ実績を持っています。</p> <p>先ほど、ご説明しましたように、当組合も「北九州市上下水道局と技術協力に関する協定」を取り交わしていますし、それ以前の、平成21年の多礼浄水場送水管の破裂事故の際に、北九州市から工事資材の調達を受ける等、既に緊密な連携を行っているところです。</p> <p>北九州市水道事業100年の歴史から、水道技術面からは、安心、安全で持続可能な水道事業の展開が期待されます。</p> <p>現在、システムの共同運用、料金センターの共同委託等、双方にメリットが出せる形を検討しております、この方向で詰めていきたいと考えております。</p> <p>ただし課題としては、水道技術の継承が困難になると、もう一つは受託金額、これが一番大きいと思います、安い金額で受けたいということで考えています。</p> <p>次に、将来的には、4条(資本的収入及び支出)予算分も北九州市へ包括委託する方法を検討中のことですが、現在の調整段階ではどのような扱いになっているのか、ということですが、今後、予想される施設更新、諸施設の整備、拡充等業務については、技術職員の確保が難しいことから「契約・設計・監督等」、外部委託の方向で検討しています。</p> <p>しかしながら、宗像地域の民間水道事業者の技術の育成は今後も続けていく必要</p>
-------	--

谷井組合長	があると考えておりますので、その辺りは北九州市としても、宗像地区の状況を勘案し、双方で十分調整し、すすめていくべきだという、考えをもっておられますので、当組合としても、十分な調整が必要だと考えております。先ほど言いましたように、地域の民間の業者の技術育成は必要だと、そのために工事の発注等については宗像地区でやる、というふうに考えております。以上です。
大久保議長	石松議員。
石松議員	<p>報告も兼ねてということで、だいたい北九州市との包括委託契約の進捗状況等が詳らかになったかと思いますが、そこで少しお聞きします。</p> <p>経営の骨格については本組合で責任を持っていくという、そのひとつは管理業務等、工事の発注ということでございます。</p> <p>私が現実問題、シミュレーションしてみたときに、大方の実務は北九州市の職員がこちらに来て作業されるのでしょう。そのなかで管理業務と工事の発注という、どういうかたちの仕分けができるのだろうか、と思います。</p> <p>いわゆる設計とかの実務は全部北九州市がやって、発注だけがどうしてできるんだろうか、というふうに思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。</p>
大久保議長	事務局長。
石松事務局長	<p>工事の関係でございます。</p> <p>まず設計につきましては当然、外部の方、あるいは北九州市の方が十分に、組合よりも高い技術を持っておられる、ということにつきましては明白かとおもいます。</p> <p>ただ、地元調整、いわゆる地元説明、工事にかかるときにはほぼ地元説明をおこなうわけですが、そういうところにつきましてはプロパー職員、宗像市・福津市からの派遣職員でしばらくは見なければいけないだろう、というふうに考えております。</p>
大久保議長	石松議員。
石松議員	<p>そこで派遣職員の一般論ですが、だれでもかれでも職員であればいい、という考え方私はやめた方が良いと思います。私はある意味では福津市・宗像市のなかでも最優秀な職員にこそ、こういった組合で仕事をしていただきたい、と思っています。でないと、頭数だけ揃えたよ、ということになれば、現場はおそらく混乱すると思います。逆に言葉は悪いかもせんが、足を引っ張られるというか、先ほど私が言いましたように、1年くらいはだいたい少し慣れるかな、勉強しにきましたよ、というような職員を派遣されると、多分こちらにいらっしゃる方が迷惑すると私は思っております。</p> <p>それは今日、谷井市長、小山市長がいらっしゃいますから、そのところは私が言った指摘について、肝に入れておいていただければと思います。</p> <p>たしかにポイントとして水道事業の継承が難しくなる、まあ聞いたら私は何も言えな</p>

石松議員	<p>いと思います。</p> <p>こういった宗像市 10 万、福津市 6 万、15~6 万の人口のところで組合を作っていますけど、それだけの能力がなければ、北九州市は能力持っている、100 年の歴史がある、そういったところにお世話をうながすを得ない、そうしていかないと宗像市・福津市、たしかにないと思います。いくらでもお金をかけていいんだつたらまた別のやり方があるかもしれません。</p> <p>ですから私は行財政改革の観点からはやむなしと思っています。しかしながら、北九州市の職員の仕事と、本組合職員の仕事、その仕分け、責任の分担を明確にしておかないと、あとで必ず揉めごとになります。ですからその点について、当然今からしようけれども、細分化をして明確に責任分担をする、ということをやっていただきたいと思います。</p> <p>それから先ほどの市長の答弁の中にはなかったんですが、私は、私が北九州市の人間とすれば当然思うことは何かというと、宗像市、また福津市の業者のレベル、工事能力がいかほどなのか、ということをまず思います。</p> <p>北九州市と同じレベルにあるのかどうか、例えば宗像市・福津市、管工事組合というのがあります。宗像市は 1 つ、福津市については過去のいろいろな経緯があるんでしよう、津屋崎に 1 箇所、旧福間町には 2 団体、同じこの組合において管工事組合は 4 つの団体に分かれている。</p> <p>これについては、同じレベルであればいいが、北九州市の方が 1 言えば済むことを、4 回言わなければいけない、それもまた技術力に力量の差があれば、これもまた北九州市の方から見れば勘弁してよ、ということを言われるのではないかと危惧しておりますけれども、この点については北九州市からの要請等なかったかどうか、お伺いをしたいと思います。</p>
大久保議長	事務局長。
石松事務局長	<p>地場業者の関係でございます。</p> <p>北九州市と宗像市の地場業者の技術力ということでございますが、宗像地域、宗像・福津の業者ですが、ここはかなり小規模の業者が多ございまして、同規模で比較いたしますと、北九州市とそんなに技術力の差は思いませんけれども、もう少し大きい水道業者がたくさんございますので、トータルで見ますとやはり北九州のほうが高いのかな、と思います。</p> <p>もし北九州市に委託、これはまだ正式に決まっておりませんが、そのような方向で動きますと、地場業者の技術育成も含めてお願いしたいと考えておるところでございます。</p> <p>また管工事組合につきましては、石松議員が先ほど言われましたように、組合のほうで三法人ほどございます。もし外部委託というようなことになりますと、当然に現状は継承していただくというお話はさせていただいておりますが、そのへんにつきましても</p>

石松事務局長	より効率のいい方向に、我々の組合のほうに支援で効率のいい方向に業者さんが動いていただけるということで、すぐできるかどうかは別といたしまして、支援していきたいというふうに考えております。以上です。
大久保議長	石松議員。
石松議員	後段の管工事組合の件ですけれども、私は大事な問題であろうと思います。そして難しい問題だろうと思います。しかしながら、北九州市のほうに包括的に委託をお願いする私たちの立場からすると、それはなんとか地場業者さんの、管工事組合の関係者の方の理解をいただいて一元化していただくと、ということに協力をしていかないと北九州市が極端な話、そのへんについてまとめてもらわないと話を前に進めませんよと、いう話になったときはどうしようもないんですよ。ですからおそらくこれもスケジュールというのがあると思うんです。いつまでに何をしないといけないのか、そういうホップ、ステップ、ジャンプというのがあると思うんです。宗像市にはひとつの法人、福津市さんには3の法人、合わせて4つの法人、団体があるわけですから。これもまた大変だろうと思います、相手さんもあることですから。しかしながら、このところは本組合の立ち位置というのをしっかりと理解をしていただいてうでお願いすると。いつまでにと。おそらく、先ほどの谷井組合長の話から推測すると、そんなに間がないんだろうと思います。ですから、こういったことは先にみえていることがあれば項目としていつまでにやるということで、スケジューリングを当然作っておかないといけないと思うんです。管工事組合等の一元化については、いつくらいを目途にやると、させていただくと、いうふうに考えていらっしゃるのか。組合の考え方をお願いします。
大久保議長	組合長。
谷井組合長	これは石松議員がおっしゃるとおり、大変難しい問題でございます。歴史的に福津市、宗像市でそれぞれやってきた組合を一元化すると。確かにその必要性は今後の技術力の向上とか、あるいは水道事業の効率化、といったことを考えると、それは従来のままでいいかという問題は確かにあるだろうと。ですが、それを一元化するか、今後どうするかというのはまだ早すぎるような気がします。ただそういう方向性は考えていく必要があると思っています。ですから北九州市との協定のほうは、ほぼ煮詰まっておりますので、大きな協定は近々に結びたいと考えています。ですから細かい内容等につきましては当然、まず宗像地区で管工事組合から考えて、それから北九州から口出しをするというかたちで。この点につきまして私は先ほど言いましたように工事も含めて、北九州市側からこの実施に対する問題についてはあまり口出しをしてもらいたくないと考えています。
大久保議長	石松議員。

石松議員	この課題等については大変難しいし慎重にやらないといけないと私も思っています。しかしながらそれはおそらく、北九州市側からすれば、それはまとめてくださいよと、ひとつの強いお願ひがあろうかと思います。それと、最後になりますが受託費用がどれくらいになるのかという話が一番大事になるかと思いますが、はつきり言いまして今回こういった包括委託をする以上、現状よりもお金が余計にかかるということであれば私たち議会も賛成はできないかと思います。当然ですが。そのためにはだいたいいつぐらいに金額の提示といいましょうか、そういったものが出てくるのか、そういった時期的なものがわかりましたらお願ひしたいと思います。
大久保議長	事務局長。 (ベルの音。「3 分前です。」)
石松事務局長	北九州市との協議につきましては、あくまでも技術的な水道業務につきまして問題がないかという検証を行ってきております。今から金銭の協議をしていくというふうなことになろうかと思いますので、ある意味、組合のほうの経費なり資産なりは全て北九州市は把握できているという状況まで、細部は別といたしまして大きなところについては把握しておりますので、あとは向こうがどのように積算していただけるかというようなポイントに関わっております。時間的には数ヶ月だと考えております。以上です。
大久保議長	石松議員。
石松議員	とにかく、いろいろと大変な作業だとは思います。しかしながら宗像地区の私どもの組合が今後 5 年後、10 年後、20 年後、生き延びていくためには、私は今回の選択はやむ負えない選択だと思っております。ただ、職員さん、実際に実務として交渉される職員さん等につきましては大変な努力があろうかと思います。しかしながら、今私が言いましたように、この宗像地区の組合の 5 年後、10 年後、20 年後を決める命運を自分たちが握っているんだという熱い思いにたっていただいて、そういった大変な作業かも分かりませんが、何とか遂行していただきたいということをお願い申しあげまして私の一般質問に変えさせていただきます。ありがとうございました。
大久保議長	これをもちまして、石松議員の一般質問を終了いたします。 ここで休憩といたします。再開は 11 時 40 分からといたします。 (休 憩)
大久保議長	会議を再開いたします。次に入ります。

大久保議長	<p>日程第5 第1号議案「専決処分の承認について」を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。石松事務局長。</p>
石松事務局長	<p>第1号議案 「専決処分の承認について」 損害賠償の額を定めることについて、平成26年1月27日付けで専決処分したので、報告し、承認を求める。</p> <p>平成26年2月17日提出 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美</p>
	<p>1 相手方でございますが、宗像市平井二丁目 9-8 志岐 和彦 氏でございます。</p> <p>2 損害賠償の額でございますが、152万円でございます。</p> <p>3 提案理由でございますが、消防自動車が出動からの帰還中に接触事故を起こしたことに関する損害賠償額を定めるものでございます。幸いにも物件事故でございまして、また組合が加入しております賠償保険の範囲で示談の協議が済みました。</p> <p>これに合意した時点で早急な支払いの手続きが必要になりましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定めております専決処分をさせていただいております。</p> <p>なお、接触事故といったしましては一般的な賠償額に比べて高額になっておりますのは、相手方の自動車が高級車でございまして、特殊なことを施す必要があつたため、これに日数を要しまして代車等の費用も加算されております。</p> <p>以上、報告をさせていただいて、承認のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
大久保議長	<p>これから質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
大久保議長	<p>ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論に入ります。ご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
大久保議長	<p>これをもちまして、討論を終結いたします。</p> <p>これより第1号議案について、採決を行います。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
大久保議長	<p>全員賛成でございます。</p> <p>よって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。</p>

大久保議長	<p>日程第6 第2号議案「宗像地区消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。石松事務局長。</p>
石松事務局長	<p>第2号議案「宗像地区消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を次のとおり提出する。</p> <p>平成26年2月17日提出 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美</p>
	<p>提案理由でございますが、関係法令の整備により消防組織法および、本政令で定めておりました、消防長及び消防署長の資格につきまして、市町村条例で制定するための改正が行われ、今回提案させていただいております。</p> <p>内容につきましては消防組織法(昭和22年法律第226号)の政令に準拠した内容でございます。</p> <p>第1条は消防長の資格でございまして、第1項は消防署長あるいは同等の階級にあったもの、第2項は消防団長の職にあったもの、第3項は行政事務員で局長及び部長職にあったもの、この3つの要件を消防長としての必要条件としております。</p> <p>第2条は消防署長の資格を定めるものでございまして、第1項は消防司令以上の階級に1年以上、第2項は消防司令補以上の階級に3年以上あったもの、第3項は消防団の副団長の職にあった、等で、この3条件を消防署長の資格としております。</p> <p>以上、簡単ではございますが条例案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
大久保議長	<p>これから質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
大久保議長	<p>ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論に入ります。ご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
大久保議長	<p>これをもちまして、討論を終結いたします。</p> <p>これより第2号議案について、採決を行います。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。</p>
大久保議長	<p>(全員起立)</p> <p>全員賛成でございます。</p>

大久保議長	<p>よって、第2号議案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7 第3号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。石松事務局長。</p> <p>第3号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」 上記の条例案を次のとおり提出する。</p> <p>平成26年2月17日提出 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美</p> <p>この議案につきましては昨年の組合議会全員協議会で消防本部の行政改革につきまして説明させていただいた内容の一部を条例として提案しているものでございます。</p> <p>消防職員につきましては、宗像地区事務組合では消防職給料表といたしまして国の公安職を使用しております。</p> <p>また条文の組立は、宗像市及び福津市の人事担当職員と協議を行い、構成市とほぼ同様に変更し、今後の改正が円滑に行えるように細部も変更しております。</p> <p>一般行政職は宗像市、福津市と同様でございますので、組合消防に関する主な改正内容を説明いたします。</p> <p>3-2ページ左下段の第11条第2項につきまして、今まで定率であった管理職手当を宗像市と同様に25%超えない範囲で定額制にいたします。</p> <p>続きまして3-3ページ左中段、別表第2 消防職員給料表におきまして8級を削りまして、別表第3 消防職給料表別職務分類表の7級に消防長及び次長または署長の職務といたします。いわゆる8級制を7級制に変更いたします。</p> <p>また同じく3-3ページ右下段の附則の第3条で、すでに8級の給料を支給されていたものにつきましては、給与条例施行規則で現給補償額の支給を定める予定にしております。以上、条例改定案の概要につきまして説明を終らせていただきます。</p> <p>よろしく、ご審議のうえ、可決いただきますようお願いいたします。</p>
大久保議長	<p>これから質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
大久保議長	<p>ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論に入ります。ご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
大久保議長	<p>これをもちまして、討論を終結いたします。</p>

大久保議長	<p>これより第3号議案について、採決を行います。 本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
大久保議長	<p>全員賛成でございます。 よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8 第4号議案「宗像地区事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題いたします。 提案理由の説明を求めます。石松事務局長。</p>
石松事務局長	<p>第4号議案「宗像地区事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」 上記の条例案を次のとおり提出する。</p> <p>平成26年2月17日提出 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美</p> <p>この条例案につきましては第3号議案と同様に、行政改革に伴うものでございまして、4-2ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>消防職員の特殊勤務手当につきまして、一部を廃止し、また一部を減額しております。この金額につきましては、県内消防本部の支給額のほぼ平均値を支給する内容に変更しております、年額にいたしまして全体で約2百万円の減額となります。</p> <p>以上、簡単でございますが、条例案の説明を終らさせていただきます。</p> <p>よろしく、ご審議のうえ、可決いただきますようお願いいたします。</p>
大久保議長	<p>これから質疑に入ります。 質疑ございませんか。 石松議員。</p>
石松議員	<p>今回の特殊手当の削減等については、宗像市も福津市も自治体そのものが行財政改革を推進しておるなかで、消防本部についても例外ではないといったことから昨年、委員会、幹事会等で協議を進められて、こういう結果になったと理解しておりますけれども、一番大事なのは現場で働く方々、消防職員の士気の低下がないかどうか、その一点だけ私は心配するのですが、その点についてはいかがでしょうか。</p>
大久保議長	<p>消防長。</p>
門脇消防長	<p>ただ今の件について答えさせていただきます。</p> <p>いま石松議員がおっしゃったことにつきまして、消防職員に対しては本当に有難い言葉でございます。</p> <p>ただ現状といたしましては事務組合統合後、今回のような大幅な行政改革という意味では形としてはしてまいりませんでしたけど、統合後、年度、年度、一般経常経費</p>

門脇消防長	のシーリング含めまして、職員のほうにつきましては、現状の構成市の財政状況、そして財政状況に伴う職員の方々の行財政改革への取り組み、これにつきましては職員のほうもしっかりと認識をしてまいっているところでございます。言葉等言えば、やむを得ないのかな、というなかで、少ない人員で、いろんななかたちで知恵を出し合いながら精一杯頑張って、意識だけはこれからも先頭に立って鼓舞してまいりたいと思います。本当にありがとうございます。
大久保議長	末吉議員。
末吉議員	<p>いまの消防長のご答弁に関してですが、ご承知のように消防署員につきましては警察署等と同様に労働組合の結成そのものが認めてられていないわけですが、一般職、宗像市・福津市の職員との最大の違いは、やはり災害、あるいは交通事故等の緊急時に、危険な状況も想定されるなかで出動する任務を負っている、ということが職務としてあるわけで、この危険性に対する手当というのは、いろんな職業ございますけど、一般的には容認されていることですね。</p> <p>今回いくら行財政改革のなかとはいえ、消防署員にとって根幹的な手当を削除・削減する、ということに対して、先ほど消防長は「やむを得ない」という言葉だけでご答弁されました。実際は消防署員に対して、この根幹的な手当を削除・削減することに関する意思の疎通をどういうかたちでとられて、その結果がどうだったのか、その点についてお聞きしたい。</p>
大久保議長	消防長。
門脇消防長	<p>ただ今の件について答えさせていただきます。</p> <p>まず内容につきましては、総務担当職員含めまして各署々、警備ごとに説明をさせていただきました。</p> <p>それと今回、出動・特殊勤務手当のなかで削減・廃止させていただきました分につきましては、消防車両が火災等に出動する場合の災害出動、これについては消防団が火災出動される場合との公平・公正的なことを現状に鑑みて、県下の消防本部もだいたい半数近くほどは出動手当を出しておりますけど、火災関係については廃止と。</p> <p>あと救急につきましては救命士手当を下げさせていただいて、他の部分については本当に厳しい財政のなかではございますけれども、残させていただいたものも現状ございますので、いま末吉議員がおっしゃっていただいたことにつきましては、職員のほうもある意味やむを得ないという状況のなかで、理解していただいているものと認識しております。以上です。</p>
大久保議長	末吉議員。

末吉議員	<p>再度お聞きしますが、これが宗像市・福津市の市職員の時間外手当等の削減であれば、職員労働組合との交渉が当然、労働組合法によって認められているわけです。ところが消防職員については法的ななかたちで認められていないなかで、総括的なことだけをいま消防長は言わましたが、個別の職員の中から、あるいは互助会的なものはおそらくあるとは思うのですが、そういったところから何らかの意思表示や意見の集約といったものは無かったのでしょうか。</p>
大久保議長	消防長。
門脇消防長	<p>互助会的な会といいますか、消防職員委員会というのが消防組織法に基づいて現在設置されております。</p> <p>これにつきましては職員の勤務体制、福利厚生、消防機器の改良等を含めて、いろんな職員からの意見提案というかたちで、だいたい毎年9月から10月にかけて会議をおこなっております。</p> <p>議題につきましても年間通していろんななかたちで、総務課を事務局として募集しておりますけど、現段階のところではこの件も含めまして上がってきてはおりません。</p> <p>ただ、これから先につきましては、そのようななかたちであがってきた場合は慎重に、丁寧に対応してまいりたいと思っております。以上です。</p>
大久保議長	石松議員。
石松議員	<p>いまの質問に関連しますが、昨年私たちがもらった消防本部の行財政改革の一覧表を見てみると、こういうふうに書いてあるんですね。</p> <p>「特殊勤務手当については既に初任給に差を付けることで勤務の特殊性を考慮していること」と。</p> <p>あとは省略しますが、つまり消防職員は一般行政職と比べて初任給が約1万5千円高い。それは最初からそいつた危険性等を考慮したうえで付けている、ということがあつての「やむを得ない」ということに繋がつたのだろうと思いますけど、それで間違いないでしょうか。</p>
大久保議長	消防長。
門脇消防長	<p>いまの件につきましては、公安職と行政職の関連にもあろうかと思いますが、消防職員につきましては、遡って古いのですが昭和26年当初から、これは実際消防が発足してすぐですが、全国の自治体消防につきましては公安職の給料表を適用するのが望ましい、というかたちで内閣のほうから通達が出ています。私どもの昭和49年発足当時から国で言う公安職の給料表を適用させていただいております。</p> <p>それと手当につきましては、公安職でありましても国のほうで、消防はございませんけれども、危険従事手当ということで從来からございますので、そのへんも鑑みますと</p>

門脇消防長	やはり公安職だから手当が無いと、行政職だから手当を付けると、ということでは今までもそうはなってきておりませんので、宗像地区におきましても公安職の給料表に準じさせていただきまして、手当につきましてもその都度支給させていただいているという経過でございます。以上です。
大久保議長	他にございませんか。
	(なしの声)
大久保議長	ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。 これから討論に入ります。ご意見ございませんか。
	(なしの声)
大久保議長	これをもちまして、討論を終結いたします。 これより第4号議案について、採決を行います。 本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。
	(起 立)
大久保議長	賛成多数でございます。 よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。 ここで休憩といたします。再開は 13 時ちょうどからといたします。
	(休 憩)
大久保議長	会議を再開いたします。次に入ります。 日程第9 第5号議案 「宗像地区事務組合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。石松事務局長。
石松事務局長	第5号議案「宗像地区事務組合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」 上記の条例案を次のとおり提出する。 平成26年2月17日提出 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美 旅費に関しまして、政令都市に宿泊する場合には滞在費といたしまして千円を支給する規定がございますが、構成市であります、宗像市及び福津市ではすでに廃止されており当組合につきましても、同様に廃止する内容でございます。

石松事務局長	5-2ページの新旧対照表をご覧ください。第18条の滞在費を削除し、以下の条文をそれぞれ繰り上げております。以上、簡単でございますが、条例案の説明を終らせていただきます。ご審議のうえ、可決いただきますようお願いいたします。
大久保議長	これから質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声)
大久保議長	ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。 これから討論に入ります。ご意見ございませんか。 (なしの声)
大久保議長	これをもちまして、討論を終結いたします。 これより第5号議案について、採決を行います。 本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。 (全員起立)
大久保議長	全員賛成でございます。 よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。
石松事務局長	日程第10 第6号議案「宗像地区事務組合手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。石松事務局長。 第6号議案「宗像地区事務組合手数料条例の一部を改正する条例について」上記の条例案を次のとおり提出する。 平成26年2月17日提出 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美 地方公共団体が定める手数料の内、全国的に統一することが特に必要と認められるものにつきましては国の政令で定められております。この地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことによります組合手数料条例の一部改正でございます。 新旧対照表6-3ページからをご覧いただきたいと思います。 別表第1は消防法に定めます危険物の貯蔵や取り扱いに関する承認の手数料でございまして、1%から3%程度値上げの改正がされましたので、これに準拠した改正でございます。以上、簡単でございますが、改正条例案の説明を終らさせていただきます。よろしく、ご審議のうえ、可決いただきますようお願いいたします。

大久保議長	<p>これから質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
大久保議長	<p>ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。</p>
大久保議長	<p>これから討論に入ります。ご意見ございませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
大久保議長	<p>これをもちまして、討論を終結いたします。</p>
	<p>これより第 6 号議案について、採決を行います。</p>
	<p>本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。</p>
	<p>(全員起立)</p>
大久保議長	<p>全員賛成でございます。</p>
	<p>よって、第 6 号議案は、原案のとおり可決されました。</p>
	<p>日程第11 第7号議案「宗像地区事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p>
	<p>提案理由の説明を求めます。石松事務局長。</p>
石松事務局長	<p>第 7 号議案「宗像地区事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」 上記条例案を次のとおり提出する。</p>
	<p>平成 26 年 2 月 17 日提出 宗像地区事務組合 組合長 谷 井 博 美</p>
	<p>これにつきましては、道路法施行令の一部改正に伴う改正でございまして、工作物などを占用させた場合に、使用料をいただくものでございます。また宗像市におきましては昨年の 12 月議会で、福津市におきましては同じく 6 月議会で改正可決されたものでありますし、組合議員の皆様におかれましてはご承知の内容であろうかと思いますが、当組合におきましても改正の必要がございますので、提案させていただいております。</p>
	<p>行政財産使用料条例の別表が相当量ありますが、新旧対照表7-8ページを見ていただきまして、左側下段の令第 7 条 2 号に掲げる工作物以下をご覧ください。</p>
	<p>第7条第 2 号につきましては、太陽光発電設備及び風力発電設備を道路法施行令で追加されたるものでございます。また同じく第 3 号は津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設を同様に施行令で追加されたものございます。</p>
	<p>この 2 項目の号を新規の工作物として挿入いたしましたので、以下号数が 3 は 5 に 4 は 6 に 10 は 12 にそれぞれ 2 加算されております。</p>

石松事務局長	<p>自然エネルギー関連及び津波災害の緊急避難場所に関する占用物件の使用料が新たに加わり、このことに伴う改正でございます。</p> <p>以上、簡単でございますが、改正条例案の説明を終らさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議のうえ、可決いただきますようお願いいたします。</p>
大久保議長	<p>これから質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
大久保議長	<p>ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論に入ります。ご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
大久保議長	<p>これをもちまして、討論を終結いたします。</p> <p>これより第7号議案について、採決を行います。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
大久保議長	<p>全員賛成でございます。</p> <p>よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第12 第8号議案「宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。石松事務局長。</p>
石松事務局長	<p>第8号議案「宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」上記の条例案を次のとおり提出する。</p> <p>平成26年2月17日提出 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美</p> <p>消防法施行令の改正に伴う火災予防条例の一部改正でございます。新旧対照表8-2ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>住宅用の火災警報器などは消防施行令によりまして、形式認証などが必要になっております。</p> <p>規制緩和の推進に関連いたしまして、公益法人の事業仕分けにおいて自主検査の導入への指摘を受けた内容によりまして、消防用ホース、結合金具、漏電用火災警報器は検定対象から自主表示対象機械器具等に移行し、住宅用防災警報機が検定対象機械器具に追加される施行令の整理改正が行われました。</p> <p>これにつきましては消防法施行令の変更部分に関する第8号議案資料を本日配</p>

石松事務局長	<p>布いたしておりますのでご参考お願ひいたします。</p> <p>この改正を受けまして、条例第 29 条の 4 の 4 項の該当政令第 37 条 7 号から第 7 号の 3 までを同じく第 4 号から第 6 号までに改正し、消防法に関する政令と整合性を図る改正を行いました。以上、簡単でございますが、改正条例案の説明を終らさせていただきます。よろしく、ご審議のうえ、可決いただきますようお願ひいたします。</p>
大久保議長	<p>これから質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
大久保議長	<p>ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論に入ります。ご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
大久保議長	<p>これをもちまして、討論を終結いたします。</p> <p>これより第 8 号議案について、採決を行います。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
大久保議長	<p>全員賛成でございます。</p> <p>よって、第 8 号議案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第13 第9号議案「財産の無償貸付について」を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。石松事務局長。</p>
石松事務局長	<p>第 9 号議案「財産の無償貸し付けについて」</p> <p>次のとおり財産を無償貸し付けするものとする。</p> <p>平成 26 年 2 月 17 日提出 宗像地区事務組合 組合長 谷 井 博 美</p> <p>1、無償貸し付けする財産ですが、宗像市用山の地目が原野、山林、溜池の 6 筆、面積合計は 1 万 3,940 平方メートルでございます。</p> <p>2、貸し付ける相手方は用山にございます社会福祉法人宗像会、いわゆるくすのき園でございまして、理事長は岡山昌裕(よしひろ)氏でございます。</p> <p>3、貸し付けの目的は精神薄弱者通所授産施設くすのき園が使用しております土地の貸し付けを継続することにより福祉の向上を図るものであります。</p>

石松事務局長	<p>4、貸付する期間は、現在の貸付契約が終了いたします本年の9月12日の翌日から、原契約と同様期間の20年といたしております。</p>
	<p>提案理由ですが、宗像地区事務組合に統合される前の宗像市ほか4カ町村財産組合の昭和56年の建設計画に始まります。</p>
	<p>当初は財産組合直営も検討されたようですが、運営ノウハウや経済効果等を総合的に検討され、昭和58年にはくすのき園設置運営のための社会福祉法人宗像会が財産組合の支援のもと発足いたしました。</p>
	<p>また、昭和59年にはくすのき園が開園し、土地については財産組合用地を無償貸し付けしております。また平成7年には国と財産組合の補助によりまして、施設の増築が行われ、定員50名とし、福祉制度の変遷を受けながら現在に至っております。通所しておられます方のほとんどが、宗像市及び福津市在住であります、組合地域の精神薄弱者に対する福祉の中核施設として機能しております。</p>
	<p>このようななか、宗像会、くすのき園の理事長から、当組合長に対しまして継続使用の要望が平成26年1月28日になされました。</p>
	<p>以上のような歴史的経緯や福祉的見地から、今までと同様に無償貸し付けを継続したく、議会の議決を求めるものでございます。</p>
	<p>よろしくご審議のうえ、可決いただきますようお願いいたします。</p>
大久保議長	<p>これから質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
大久保議長	<p>ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。</p>
	<p>これから討論に入ります。ご意見ございませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
大久保議長	<p>これをもちまして、討論を終結いたします。</p>
	<p>これより第9号議案について、採決を行います。</p>
	<p>本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。</p>
	<p>(全員起立)</p>
大久保議長	<p>全員賛成でございます。</p>
	<p>よって、第9号議案は、原案のとおり可決されました。</p>
	<p>日程第14 第10号議案「平成25年度宗像地区事務組合一般会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。</p>

大久保議長	提案理由の説明を求めます。石松事務局長。
石松事務局長	<p>第 10 号議案「平成 25 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算(第 2 号)について」平成 25 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり提出する。</p>
	<p>平成 26 年 2 月 17 日提出 宗像地区事務組合 組合長 谷 井 博 美</p>
	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 100 万円を増額し、総額を 14 億 1,529 万 7 千円とするものです。</p>
	<p>補正の内容につきまして、事項別明細に沿ってご説明いたします。</p>
	<p>まず、歳入ですが、6 ページ及び 7 ページをお開き願います。</p>
	<p>7 款 諸収入 2 項 雜入 1 目 1 節 雜入ですが、100 万円を増額し、348 万 8 千円とするものです。</p>
	<p>増額の理由につきましては、平成 25 年度から消防職員と宗像市役所職員の人事交流を行っておりますが、消防から派遣している人事交流職員の時間外手当を宗像市から受入れるものです。</p>
	<p>次に、歳出の説明に入ります。8 ページ及び 9 ページをお開き願います。</p>
	<p>4 款 消防費 1 項 1 目 常備消防費ですが、3 節 職員手当を精算し、1,854 万 3 千円を減額するものです。</p>
	<p>19 節 負担金、補助及び交付金は、宗像市から派遣されている人事交流職員の時間外手当を宗像市へ支出するため、3 万 6 千円を増額し、また、福岡都市圏消防通信指令業務共同運用に係るシステムの共同整備基本設計費を福岡市へ支出するため、74 万 1 千円を増額し、合計 77 万 7 千円を増額するものです。</p>
	<p>職員人件費については、10 ページ、11 ページの給与費明細書のとおりです。</p>
	<p>6 款 予備費 1 項 1 目 予備費は、調整のため、1,876 万 6 千円を増額し、2,750 万 2 千円とするものです。</p>
	<p>以上で、一般会計補正予算(第 2 号)の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
大久保議長	<p>これから質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
石松議員	<p>石松議員。</p>
石松議員	<p>予算書の 9 ページをご覧ください。</p>
	<p>今回この共同システム整備の基本設計の部分ですが、負担金が 74 万 1 千円ということです。それで今回、新年度予算のほうは実施設計ということで 280 万円、これは組合債の活用をされているわけですが、今回は基本設計ということですから、おそらく組合債の対象ではないということだろうと思いますが、その確認が一つと、もう一つは今回初めて予算がこういうかたちで出てきましたので、福岡市関係のところが相当数が</p>

石松議員	あつたと思いますが、全体予算が例えば基本設計でいくらぐらい、実施設計でいくらぐらい、そして工事着工していくらぐらい、という全体の予算規模と同時に、宗像地区事務組合の負担割合といいましょうか、そのうちの負担がうちはどのくらいの基本設計と実施設計、または実際の工費、費用等々についての内訳ですね。そのあとはタイムスケジュールですね。全体のタイムスケジュールは基本設計がこうだ、実施設計がこうだ、工事がこうだ、というかたちのタイムスケジュール、以上について質問いたします。
大久保議長	消防長。
門脇消防長	<p>ただ今の件について答えさせていただきます。</p> <p>まず基本設計につきましては平成 25 年度中に実施するものでございます。既に福岡市の消防局の通信指令システムを基本として、他の都市圏の消防が事務委託方式で参入させていただくものですので、福岡市のシステムの基本設計料に関する負担分ということで、宗像については約 11% になります。これは大体均等割り 25%、人口割り 75%、これは先日の全員協議会で負担割合的な考え方をお話させていただいたとおりです。</p> <p>あと平成 26 年度にかけて実施設計を予定されております。先ほどのご質問にござりますように、具体的な金額につきましては実施設計のなかでご報告させていただくことになります。</p> <p>タイムスケジュールといいたしましては平成 26 年度に実施設計、それから平成 27 年度 28 年度をもってシステムの構築、実際の運用が平成 29 年 4 月 1 日ということで予定しております。以上です。</p>
大久保議長	よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。
	(なしの声)
大久保議長	<p>ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論に入ります。ご意見ございませんか。</p>
	(なしの声)
大久保議長	<p>これをもちまして、討論を終結いたします。</p> <p>これより第 10 号議案について、採決を行います。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。</p>
	(全員起立)
大久保議長	全員賛成でございます。

大久保議長	<p>よって、第 10 号議案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第15 第11号議案「平成25年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。石松事務局長。</p> <p>第 11 号議案「平成 25 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算(第 2 号)について」 平成 25 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成 26 年 2 月 17 日提出 宗像地区事務組合 組合長 谷 井 博 美</p> <p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 814 万 8 千円を減額し、総額を 2 億 8,131 万 8 千円とするものです。</p> <p>補正の内容につきまして、事項別明細に沿ってご説明いたします。</p> <p>まず、歳入ですが、6ページ及び7ページをお開き願います。</p> <p>2款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 1節 経常費負担金ですが、814 万 8 千円を減額し、2,342 万 1 千円とするものです。</p> <p>減額の理由につきましては、診療報酬の増収により、関係市負担金を交付税需要額と同額まで減額しようとするものです。</p> <p>次に、歳出の説明に入ります。8ページ及び9ページをお開き願います。</p> <p>3款 予備費 1項 1目 予備費は、調整のため、同額の 814 万 8 千円を減額し、3,354 万 2 千円とするものです。</p> <p>以上で、急患センター事業特別会計補正予算(第 2 号)の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>これから質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論に入ります。ご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>これをもちまして、討論を終結いたします。</p> <p>これより第11号議案について、採決を行います。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
-------	--

大久保議長	<p>全員賛成でございます。 よって、第11号議案は、原案のとおり可決されました。</p>
	<p>日程第16 第12号議案 「平成25年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。</p>
	<p>提案理由の説明を求めます。石松事務局長。</p>
石松事務局長	<p>第12号議案「平成25年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について」</p>
	<p>平成25年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。</p>
	<p>平成26年2月17日提出 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美</p>
	<p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,375万4千円減額し、1億2,172万8千円とするものです。</p>
	<p>それでは、補正予算書の内容につきまして、ご説明いたします。</p>
	<p>3ページをご覧ください。繰越明許費補正について記載しております。2款 1項</p>
	<p>簡易水道事業費、簡易水道再編推進事業について、導水管布設工事における関係</p>
	<p>諸機関との協議の結果、路線変更が必要となり、浄水場の配置及び構造変更に期</p>
	<p>間を要したため、5,800万6千円の繰越しを設定しております。</p>
	<p>事項別明細書に沿ってご説明いたします。</p>
	<p>歳入からご説明いたします。7ページ、8ページをご覧ください。</p>
	<p>3款 国庫支出金について、平成25年度国庫補助事業費シーリング85%の確定に</p>
	<p>伴う減額分として、757万7千円を減額し、4,522万3千円としております。</p>
	<p>4款 繰入金につきましても、国庫補助事業費の減額に伴う収支額調整のため、</p>
	<p>1,237万7千円減額し、3,915万2千円としております。</p>
	<p>7款 組合債につきましても、国庫補助事業費のシーリング減額に伴うものでござい</p>
	<p>ます。</p>
	<p>次に歳出の説明に入らせて頂きます。9ページ、10ページをご覧ください。</p>
	<p>2款 事業費について、委託料435万2千円、工事請負費1,880万2千円、合わ</p>
	<p>せて2,315万4千円を減額し、9,357万6千円としております。</p>
	<p>これも、歳入の減額と同様、平成25年度国庫補助事業費の減額に伴うものです。</p>
	<p>3款 公債費について、償還利息確定により利子を60万円減額し、147万9千円と</p>
	<p>しております。</p>
	<p>以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
大久保議長	<p>これから質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>

大久保議長	<p>ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。 これから討論に入ります。ご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>これをもちまして、討論を終結いたします。 これより第 12 号議案について、採決を行います。 本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p> <p>全員賛成でございます。 よって、第 12 号議案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第17 第13号議案 「平成25年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。石松事務局長。</p> <p>石松事務局長 第13号議案「平成25年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について」 平成25年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。 平成26年2月17日提出 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美</p> <p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 494 万円減額し、743 万 3 千円とするものです。</p> <p>それでは、補正予算書の内容につきまして、事項別明細に沿ってご説明いたします。歳入からご説明いたします。6ページ、7ページをご覧ください。</p> <p>3款 繰入金について、事業費の減額に伴う収支額調整のため、250 万円を減額し、466 万 8 千円としております。</p> <p>5款 諸収入につきまして、事業費の減額に伴い、県からの補償費を 244 万円減額し、126 万円としております。</p> <p>次に歳出の説明に入らせて頂きます。8ページ、9ページをご覧ください。</p> <p>4款 事業費について、委託料 44 万円、工事請負費 450 万円、合わせて 494 万円を減額し、126 万円としております。</p> <p>これは、県の事業であります主要地方道飯塚福間線の道路新設工事に伴い、配水管布設替に必要な経費を計上していましたが、県の工事が遅延したことにより年度内に工事を施工することが困難となったことによるものです。</p> <p>以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
-------	---

大久保議長	<p>これから質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論に入ります。ご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>これをもちまして、討論を終結いたします。</p> <p>これより第 13 号議案について、採決を行います。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p> <p>全員賛成でございます。</p> <p>よって、第 13 号議案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第18 第14号議案「平成25年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。石松事務局長。</p> <p>第 14 号議案「平成 25 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算(第 2 号)について」 平成 25 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成 26 年 2 月 17 日提出 宗像地区事務組合 組合長 谷 井 博 美</p> <p>まず、1ページの第 2 条につきましては、予算第 3 条に定めた収益的収入の第1款 水道事業収益を、5,746 万 7 千円増額補正し、28 億 2,843 万 3 千円といたしております。また、収益的支出の第1款 水道事業費用を、3,844 万 2 千円減額し、25 億 8,070 万 9 千円といたしております。</p> <p>次に2ページをご覧ください。</p> <p>第3条は、同じく予算第4条に定めた資本的収入の第1款 資本的収入を、296 万 3 千円増額し、10 億 6,627 万 2 千円といたしております。</p> <p>資本的支出の第1款 資本的支出を 9,528 万 1 千円増額し、26 億 2,711 万 4 千円といたしております。</p> <p>補正の内容につきましては、8ページからの事項別明細により説明をさせていただきます。</p> <p>まず、収益的収入及び支出ですが、収入の部 1款、1項 営業収益、3目 その他</p>
-------	--

石松事務局長	<p>営業収益は、宗像市下水道使用料延滞加算金システム構築延期に伴い、宗像市からの手数料を 2,000 万円減額、2項 営業外収益、3目 加入金は、特に福津地域のUR 関連で水道利用加入件数が予定より多く 7,746 万 7 千円増額補正し、1 億 8,038 万 6 千円としております。</p> <p>支出の部 1款、1項 営業費用、1目 原水及び浄水費は、天日乾燥汚泥の乾燥不良に伴う搬出量の減等で 1,937 万 4 千円減額し来年度事業で行います。4目 総係費は、収入の部でも説明しましたが、宗像市下水道使用料延滞金加算システム構築延期による 2,000 万円減額、2項 営業外費用、3目 消費税は、収入支出構成の変更に伴い、93 万 2 千円増額し、631 万円としております。</p> <p>続きまして9ページをご覧ください。</p> <p>資本的収入及び支出ですが、収入の部 1款、1項 企業債、1目 企業債は、国庫補助事業費 85%シーリングによる減額確定に伴い 100 万円を減額補正し、590 万円としております。</p> <p>2項 負担金及び寄附金、1目 負担金及び寄附金は、640 万円増額し、1,610 万円としております。これは、福津地域下水道工事と共に設している水道管拡張工事による、福津市からの消火栓設置負担金の増加でございます。</p> <p>3項 補助金、1目 国庫補助金は、国庫補助金額の確定により 198 万円減額補正し、4 億 7,582 万円としております。</p> <p>同じく、2目 他会計補助金は、100 万円減額し、822 万円としております。これも国庫補助事業費の減額に伴うものです。</p> <p>4項 出資金、1目 出資金は、福岡地区水道企業団出資金の増により 54 万 3 千円増額し、4 億 9,423 万 6 千円としております。</p> <p>続きまして10ページをご覧ください。</p> <p>支出の部 1款、1項 一般改良費は、4目 浄水施設費は、入札執行残により 1,867 万 5 千円減額しております。</p> <p>6目 配水施設費は広域化補助事業に伴う単独事業費の増加により、8,000 万円増額しております。</p> <p>8目 事務費は、福津市下水道事業に伴う水道工事負担金の増により、4,261 万 5 千円増額補正し、一般改良費全体で 9 億 5,421 万 9 千円としています。</p> <p>2項 拡張事業費は、1目 施設整備費は、福津市下水道事業の進捗に伴う配水管布設工事委託料の増で、2,911 万 1 千円増額しております。</p> <p>3目 事務費は、国庫補助事業年度見直しに伴う委託料の減で、2,500 万円の減額補正し、拡張事業費全体で 10 億 5,058 万 6 千円としています。</p> <p>4項 返還金、1目 国庫補助金返還金は 1,331 万 3 千円全額を減額補正しております。これは、消費税納付時に処理を行ったため不要となったものです。</p> <p>5項 出資金は、福岡地区水道企業団の事業費増に伴い出資金を 54 万 3 千円増額し、817 万 8 千円としております。</p> <p>以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
--------	--

大久保議長	<p>これから質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
大久保議長	
大久保議長	<p>ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論に入ります。ご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>これをもちまして、討論を終結いたします。</p> <p>これより第14号議案について、採決を行います。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。</p>
大久保議長	(起立)
大久保議長	<p>全員賛成でございます。</p> <p>よって、第14号議案は、原案のとおり可決されました。</p>
石松事務局長	<p>日程第19 第15号議案 「平成26年度宗像地区事務組合一般会計予算について」を議題といたします。</p> <p>執行部の説明を求めます。石松事務局長。</p> <p>平成 26 年度宗像地区事務組合予算を編成するにあたっては、冒頭の組合長の挨拶にございましたように、予算編成方針を作成し、これに基づき、その作業にあたっています。基本方針として</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 行財政改革 2 経常的経費の節減 3 投資的経費の重点化 4 民間活力の導入 5 適正な関係市負担金 <p>というようなことでございました。</p>
	<p>それでは、第 15 号議案をご説明します。</p> <p>第 15 号議案「平成 26 年度宗像地区事務組合一般会計予算について」</p> <p>平成 26 年度宗像地区事務組合一般会計予算を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成 26 年 2 月 17 日提出 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美</p> <p>歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18 億 7,306 万 4 千円とするもので、平成 25 年度当初予算額に比べ、4 億 3,360 万 7 千円の増額しております。</p>

石松事務局長	<p>事項別明細に沿ってご説明いたします。</p> <p>歳入からご説明申し上げます。8ページ及び9ページをお開きください。</p> <p>1款 分担金及び負担金 1項 負担金は、対前年度比 6,318 万 9 千円を増額し、14 億 2,243 万 6 千円を計上しております。</p> <p>このうち4目の「消防負担金」は、12 億 4,675 万 6 千円で対前年度比 5,411 万 3 千円を増額しております。2款、3款、4款は、省略いたしまして、5款 繰越金は、2,349 万円を見込んでおり、対前年度比 25 万円の減額としております。</p> <p>10ページ及び11ページをお開きください。</p> <p>6款は、省略いたします。</p> <p>7款 組合債は、4 億 2,020 万円を計上しております。</p> <p>全額、消防債で、高規格救急自動車及び消防自動車の更新、消防通信指令業務共同運用システム実施設計、消防救急無線デジタル化整備に係る財源として、組合債を借り入れることにしております。</p> <p>次に歳出をご説明申し上げます。12ページ及び13ページをお開きください。</p> <p>1款 議会費は、2 年に 1 回の視察がございませんので、対前年度比 51 万円を減額し、219 万 9 千円を計上しております。</p> <p>2款 総務費、1項 1目 一般管理費は、15ページまでの掲載となります、派遣職員負担金等を含む事務局経費が主な内容で、対前年度比 51 万 8 千円を減額し、2,264 万 8 千円を計上しております。</p> <p>次に18ページ及び19ページをお開きください。</p> <p>3款 衛生費 1項 1目 保健衛生総務費は、対前年度比 251 万 5 千円を増額し、381 万 6 千円を計上しています。増額の主な理由は、専用水道及び簡易専用水道事業において、設置届の未提出書類の整理及び提出要請のため、非常勤嘱託職員を雇用するための増によるものです。</p> <p>3款 衛生費 2項 1目 し尿処理場費は、21ページまでの掲載となります、職員2名及び任期付短時間勤務職員1名分の人工費と、し尿処理場の管理運営に係る経費です。対前年度比 575 万 5 千円を増額し、1 億 4,475 万 6 千円を計上しております。増額の主な理由につきましては、し尿処理場の管理を包括委託していますが、このし尿処理施設管理委託料に係る消費税分の増となっております。</p> <p>包括委託の内容は、維持管理運転委託料に加え、ユーティリティ費これは消耗品費、薬品代、電気代、ガス代、燃料費、印刷製本費です。</p> <p>保守点検費、法的に委託できないし尿処理施設保守点検費を除きます。修繕費等を含めて、委託しております。</p> <p>20ページ及び21ページをお開き下さい。</p> <p>4款 消防費 1項 1目 常備消防費は、33ページまでの掲載となります、消防職員 133 人及び再任用職員 2 人の人工費を含む消防業務全般に要する経費であり、対前年度比 3 億 9,590 万円の増額で 16 億 4,110 万 9 千円を計上しております。</p> <p>増額の主な理由は、消防救急無線デジタル化整備事業費 3 億 8,595 万 7 千円などによるものです。</p>
--------	---

石松事務局長	<p>経費の主な内容ですが、まず、職員人件費については、23ページまでの説明欄になりますが、11億1,381万円、この金額は21ページ右側説明欄の下段1にあります。対前年度比382万円の減額としております。</p> <p>次に、主な事業といたしましては、25ページの15節 工事請負費の消防救急無線デジタル化整備事業3億8,595万7千円で、内容につきましては、以前、議会全員協議会で概要を説明しましたが、本日は、別紙に資料を配布しておりますので、ご参考にして下さい。</p> <p>18節 備品購入費の消防車両は、高規格救急自動車更新費用2,622万6千円及び消防自動車更新費用687万6千円、合計で3,310万2千円を計上しております。</p> <p>消防自動車は、大島分遣所のもので、こちらにつきましても資料を配布しておりますので、参考にして下さい。</p> <p>27ページの19節 負担金、補助及び交付金では、8その他の負担金687万4千円の中に31ページ上段に説明しております通信関係負担金額404万2千円を消防通信指令業務共同運用システム実施設計負担金として福岡市へ支出する予定で計上しております。</p> <p>32ページ及び33ページをお開きください。</p> <p>5款 公債費は、消防部門における施設整備や消防車両等の購入のために借り入れた組合債の償還元金と利子でございます。4,457万2千円を計上しております。</p> <p>なお、34ページから45ページまで給与費明細書を、次の46ページ及び47ページは、地方債の現在高調書を掲載しておりますので、ご参照ください。</p> <p>以上で、第15号議案の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
大久保議長	<p>これから質疑を受けます。質疑の方法は、歳入、歳出に分けて、質疑を受けたいと思います。 1頁から11頁まで、質疑ございませんか？</p>
	<p>(なしの声)</p>
大久保議長	<p>12頁から最後の47頁まで、質疑ございませんか？</p>
石松議員	<p>石松議員。</p>
	<p>歳出ですが何点かありますが1点ずつ。</p>
大久保議長	<p>まず消防本部の全体にかかりますが、昨年消防本部の行財政改革の議論等がありました。</p>
石松議員	<p>ページをお願いします。</p> <p>21ページからです。そのなかで消防総務課とこの宗像地区事務組合総務課の統合についても議論がありました。行革の課題の一つということでいろいろ議論等あつたようですが、おそらく今回は統合されていないようですが、そのへんの結論に至つ</p>

石松議員	た理由と、もうひとつ、消防のなかでも予防課と消防総務課との統合も検討があつたようです。それについても別で出ていますので、おそらく統合されていないということなのでしょうが、そのへんの経緯の報告をお願いします。
大久保議長	事務局長。
石松事務局長	まず総務課の統合ということでございます。これにつきましては当然消防にも総務課ございますし、事務組合にも総務課がございまして、それを一緒にしようというようなところでより効率的な運営を図りたいというようなところで考えておりまして、消防署員で事務をしておるものにこちらに来ていただいて業務をしてもらうということで、総務課のほうはやりたいというふうに考えております。また、消防総務課の職員、その方たちも現在プロパー職員あるいは派遣でおこなっています議会、あるいは監査等の事務も十分精通していただくというようなことも、目的としておるところでございます。以上、事務部門と消防部門総務課の統合、事務の簡素化は、そういう計画で現在進めておるところです。以上です。
大久保議長	消防長。
門脇消防長	事務局長の話に付け加えさせていただきます。 予防課と消防総務課の統合についての話をさせていただきます。 結論に至っておりません。その理由といたしましては、予防課につきましては、昨年の福岡市での整形外科医院での火災等含めまして、過去に例のない、夜間人数的なスタッフが足りない、防火管理体制が法律改正されましたこと、あるいはグループホームのこと、含めまして現在、予防の専門的火災予防という見地で国の方々が最重点課題に再度掲げまして、その内容につきましては選任はやはりこのまましばらくは続けてもらう必要があると。 あと消防総務課につきましては、予防課との統合という前に、まずは事務局長が先ほどおっしゃいましたが、事務局サイドとの総務課・消防総務課、こちらのほうを先に検討していく、ということで、予防課と消防総務課の統合には至っておりません。以上です。
大久保議長	石松議員。
石松議員	確認しますが、消防総務課と事務組合の総務課についてはこの平成26年度から統合して運用していく、ということで間違いないですね。 次の質問ですが、今回消防本部に関しては午前中の議案にもありましたが、相当食い込んだかたちでの行財政改革のプランがありました。その結果今回、消防本部全体で予算上どのくらいの減額になったのかについて教えてください。

大久保議長	消防長。
門脇消防長	<p>数字的にはまず、減額にすぐに至った分につきましては、いわゆる特殊勤務手当を中心とした金額、あとは比較と申しますのは人件費関係がその内容にございます。</p> <p>あとトータルの予算ですが、消防につきましては年度年度の消防車の更新、救急車の更新がございますので、なかなか現段階でいくらというのを申し上げにくいのですが、人件費関係につきましては特殊勤務手当を中心にまずは実施した、ということです。</p>
大久保議長	石松議員。
石松議員	<p>消防本部の経費についての 9 割が人件費ということですので、午前中ありました特殊手当等々の削減で約 200 万円強が削減された、というくらいで留めておきます。</p> <p>予算書の 31 ページ、これは通信関係負担金、これは私が補正予算のところでも少し関係しましたけど、補正予算は基本設計、今回は実施設計ということで宗像地区事務組合が 400 万円強の支出、そして歳入として 280 万円が組合債として計上されておるようですが、全体の組合の負担は分かりましたが、全体の予算がどういうことなのか、これは先ほど組合長が本予算のところで詳らかに説明したい、という答弁がありましたので、お願ひできますか。</p>
大久保議長	消防長。
門脇消防長	<p>全体の予算と申しますのは共同運用の問題でございます。</p> <p>先ほども答えさせていただきましたが、基本設計と、あと平成 26 年度に実施設計をさせていただきます。それについてここで話します具体的な数字はそれ以降となると思いますが、ただ見通しといたしましては、現在私どもが実施して計画しております共同運用、福岡市、政令市を中心とした都市圏 7 本部でやっております。</p> <p>そのなかで全国的には政令市を中心としたものは、千葉県がほぼ近い人口で前例ございまして、40 億以内でできるのではないかと。試算ではだいたい当初は 52 億ほどということを、総額のなかではありましたが、やはり今から設計、それから入札等ございますけれども、実施設計のなかでまた具体的な数字を報告させていただけると思います。</p>
大久保議長	石松議員。
石松議員	<p>消防長ありがとうございます。</p> <p>いわゆる私どもの組合の負担が 404 万 2 千円ということがこの予算書に書いていますね。ですから当然 7 本部の政令市を中心としたトータルでの実施設計はこれだけと、それを人口等いろいろで案分して、宗像地区事務組合の負担はこうだということだ</p>

石松議員	と思うんですよ。ですから全体がたとえば 4 千万とか 5 千万とかいう予算があつて、そして内訳として宗像はこれだけですよというのがある訳です。それが議論されていないというのはお粗末ではないかと思うのですが、もう一度答弁願えますか。
大久保議長	消防長。
門脇消防長	申し訳ございませんでした。 その意味では先ほどの質問にもございましたが、実施設計の約 10.26%にあたるものについて負担、そしてこの考え方につきましては、均等割り 25%、人口割 75%、この人口割と申しますのは国調人口、平成 22 年度調査の分で試算しているものでございます。以上です。
大久保議長	石松議員。
石松議員	負担割合は 10.6% でいいんですよ。先ほどの基本設計は 11%。 私が聞いているのは、総額が 4 千万とか 5 千万とか数字があつて、そして各々の消防本部でいくらいくら分担してください、それは負担割合は 11%かも分からぬし 15%かも分からぬし、その金額全体がなくしてそれが合計して入ってきたのかと疑問に思うのですが。
大久保議長	消防長。
門脇消防長	数字的なものにつきましては、率ではなく、今から申し上げます。 システム実施設計・調査実施設計、2 つフォームございます。まずシステム実施設計につきましては、トータル 3,040 万円でございます。調査実施設計につきましては 887 万 150 円、合計で 3,927 万 150 円という数字になります。以上です。
大久保議長	よろしいですか。ほかにございますか。
米山議員	米山議員。
米山議員	予算書の 37 ページ、給料および職員手当の増減額の明細で、再任用 2 名上がつておりますが、これは従来から再任されてきた職員でしょうか、それとも別途、新たに採用された職員か、そのへんのところをお聞かせください。
大久保議長	消防長。
門脇消防長	今回は新たに 4 月 1 日からの想定をしております。以上です。
大久保議長	米山議員。

米山議員	従来の方ではないのですね、違う方なんですね。
門脇消防長	はい、従来ではございません、今期、新規の再任用でございます。
大久保議長	末吉議員。
末吉議員	31 ページの消防救急無線デジタル化整備事業費 3 億 8,595 万 7 千円ですが、これについては 10 号議案関連で資料は出されていますので概要は見ることが出来るんですが、今回の本事務組合の消防救急無線、宗像市と福津市をエリアとし、かつ行政としても災害時の防災体制、防災無線ですね、福津市はデジタル化が進んでいくようですが宗像市はまだ整備されていないと思うんですけど、今回これだけの投資をすることによって、情報が幅広く提供されるという事と、通信帯が限定されるんでクリアになるメリットもあると説明されていますよね。それで両市の防災対策上、消防無線のデジタル化のそのメリットを最大限活用するという点からどういったことを考えられているか伺いたい。
大久保議長	消防長。
門脇消防長	今回デジタル化の整備をおこないますのは、国のはうで常備消防・非常備消防、まず消防隊活動隊の各地域の無線交信、これは消防活動・救急活動、それから各県、それから全国の自治体消防の常備消防・非常備消防を中心としたものでございます。従ってよく言われます市町村の防災行政無線との関連は直接はありません。ただし今後運用しながら、技術的なものとして、将来にわたって構築する必要はあると思いますが、市の関係部局等を中心として関連付けていくものだと思います。
	したがって今回のデジタル化による無線交信を、市の防災、市民・地域の方々への分につきましては、消防団車両や格納庫への情報のやり取りの構築は、技術的には可能だと思います。以上です。
大久保議長	末吉議員。
末吉議員	なぜそういう質問をしたかというと、改めて自治体のはうが防災無線を非常時の設備のために投資をするのか、それとも、消防無線は日常的にも通常使用しますが、災害時もフルに使っていくので、そこをいかに活用出来るかということが、設備投資、あるいは投資の削減になっていくと思うので、そのへんの構成比も含めた検討については、関係自治体と十分検討していく余地があるのではないか、そういう意味での無駄な投資は避けることができるではないか。
	当然デジタル化することによって幅が広くなると思うので、そのあたりは組合長にお聞きしたほうがよいでしょうか。

大久保議長	組合長。
谷井組合長	まずデジタル化は消防本部のほうで現在整備をおこなっていますが、既存の行政無線等との連携につきましては、現在のところまだそこまで整備・調整していませんので、どういう活用の仕方ができるのかというのは、おっしゃるように効率的にする必要があると考えております。そのへんは消防本部のほうと進めていきたい。
大久保議長	ほかにございますか。杉下議員。
杉下議員	今の件について私は、この第15号議案の資料の最後から2枚目のところの通信の秘匿性というところで、消防を中心としたデータ転送の帯域と、一般的のところは分けるべきという判断があって、このようにされていると理解したのですが、もちろん行政機関と消防とのより効率的なやり方は検討が必要かとは思いますが、一般市民のところの防災情報伝達のところとはやはり分けて考えるべきでそのようにされていると理解しているのですが、そうではないのですか。
大久保議長	消防長。
門脇消防長	今言われたようなことが国のほうでは現段階ではそのように考えています。 まず今回のデジタル化への移行につきましては、現在アナログ無線は 150MHz を消防団あるいは消防本部、救急含めて使っております。それを 260MHz 帯への移行ということを国のほうが決定しましたので、まず市民への防災とは切り離して、まず活動帯を中心とし、特に東日本大震災の後も強く言われておりますが、広域災害についてはやはり小規模消防、あるいは府県単位の消防だけでは運用が難しい、ということも含めまして、このデジタル化をする大きな利点にもなるということで、市民の防災無線とは切り離して現在のところでは考えられています。以上です。
大久保議長	ほかにございませんか。
	(なしの声)
大久保議長	最後に、全体をとおして、質疑ございませんか。
	(なしの声)
大久保議長	他にないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論を行います。ご意見ございませんか。
	(なしの声)

大久保議長	<p>これをもちまして、討論を終結いたします。 これより第15号議案について、採決を行います。 本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
大久保議長	<p>全員賛成でございます。 よって、第15号議案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第20 第16号議案 「平成26年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について」を議題といたします。 執行部の説明を求めます。石松事務局長。</p>
石松事務局長	<p>第16号議案 「平成26年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について」 平成26年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成26年2月17日提出 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美</p>

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,036万5千円と定めるもので、前年度当初予算に比べ、963万9千円の増額しております。

予算の内容について、事項別明細に沿ってご説明いたします。

歳入からご説明申し上げます。7ページ及び8ページをお開きください。

1款 診療収入は、対前年度比1,718万7千円を増額し、2億253万9千円を計上しております。

これは、平成24年度の診療報酬の実績を参考にして計上しています。

2款 分担金及び負担金は、対前年度比814万8千円を減額し、3,782万3千円を計上しています。内訳は、経常費負担金2,342万1千円で、対前年度比814万8千の減額しております。創設費負担金は、1,440万2千円で、前年度と同額しております。

経常費負担金の減額の主な理由につきましては、診療収入の増額によるものです。

4款 繰越金は、対前年度比60万円を増額し、2,000万円を計上するものです。

次に歳出をご説明申し上げます。9ページ及び10ページをお開きください。

1款 急患センター運営費は、対前年度比999万7千円を増額し、2億4,337万1千円を計上しております。主な支出内容について説明します。

13節 委託料 管理委託料ですが、対前年度比742万円を増額して、2億3,736万4千円を計上しております。急患センターの管理運営委託については、宗像医師会へ委託をしております。

石松事務局長	<p>増額の主な理由につきましては、消費税の増によるものです。</p> <p>それから、急患センター周辺整備設計委託料として、864千円を計上しております。これは、調剤事故防止を図るため、平成27年度から急患センターの薬局を院内から院外薬局へ移行しようとするもので、医師会病院内にあります宗像薬剤師会の院外薬局を使用する計画をしております。このため、急患センターから院外薬局までの約30メーターの間に外灯の設置や歩道整備等の動線を確保する予定ですが、その設計委託料を計上するものです。内容が固まりましたら組合議会に報告する予定です。</p> <p>15節 工事請負費は、医療ガス供給設備更新工事199万8千円を計上しております。</p> <p>急患センターの機械室に設置している診察室などへ酸素を送る装置と患者の胆液等を吸引する吸引ポンプの更新を行うものです。</p> <p>11ページ及び12ページをお開きください。</p> <p>2款 公債費は、急患センターの移転事業に伴う平成9年度及び10年度の起債に対する償還元金と利子でございます。</p> <p>前年度と同額の1,440万2千円を計上しております。</p> <p>なお、13ページ及び14ページは、給与費明細書を15ページ及び16ページは、地方債の現在高調書を掲載しておりますので、ご参照ください。</p> <p>以上で、第16号議案の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
大久保議長	<p>これから質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p> <p>石松議員。</p>
石松議員	<p>予算書の10ページです。</p> <p>先ほど事務局長のほうからも説明はありましたが、急患センターの周辺整備の設計委託料、設計委託料があるということは、当然ですがまた実施設計等が発生するわけで、この内容について伺いたいのですが、急患センターはご存じのとおり夜間にやっているわけで、薬をそこで出していると思いますが、それを平成27年度から院外薬局へ移行するということですが、そうしますと院外薬局は夜間も開設するということで理解していいですか。</p>
大久保議長	<p>事務局長。</p>
石松事務局長	<p>そのとおりでございまして、現在は薬剤師が深夜には来ておりません。宗像薬剤師会との協議の中でも、深夜帯については現在の院内薬局では人員確保が難しいと、そのなかで院外の、宗像医師会病院の前にありますセンター薬局を利用するのであれば大丈夫であろうと、今のところ協議中ではありますが、現在検討しておるところでございます。</p>

大久保議長	石松議員。
石松議員	<p>疑問に思うのですが、今現在、急患センターの中にある調剤薬局には、薬剤師は来ていただいてないと、しかし別棟に開設するのであれば夜間でも勤務できる、ということを言われていると思うのですが、そうしますと人件費も相当かかりますよね。</p> <p>それは医師会のほうの判断なのか、それとも宗像地区事務組合のほうから要請をしてそれに至っているのか、どうなのでしょうか。</p>
大久保議長	事務局長。
石松事務局長	<p>ご存じのとおり、院外になりますと、院外の調剤点数というのが若干、個人負担が発生してまいります。</p> <p>院内ですと調剤料が非常に低額だということ、それから院外、宗像医師会病院の前のセンター薬局でございますと、休憩室等の設備がすでに整っておりますので、深夜帯でも薬剤師の確保が可能ではないか、と今のところ協議を進めております。</p>
大久保議長	石松議員。
石松議員	そうしますと、その薬剤師が常駐する際の人件費は、この宗像地区事務組合が負担しなければならないということになりますか。
大久保議長	事務局長。
石松事務局長	いま、薬剤師会との調整におきましては、医師会、薬剤師会、それぞれに現在協議を進めておりますが、あくまでも調剤の保険点数だけでやっていただける、というような話で現在進めています。
大久保議長	石松議員。
石松議員	市民サービスの観点からすれば、個人負担が増えるわけですね。もちろん医薬分業ということが今の流れですから当然そうあるべきだと思うし、宗像急患センターは若干遅れをとったのかもわかりません。しかし今現在で、事故等が過去にあったのかどうか、そしてこれをやることによって市民サービスは負担増になるわけですよね。それについてはどう考えられたのですか。
大久保議長	事務局長。
石松事務局長	まず医療事故でございます。これはあくまですべて医師会に委託しておりますので、詳細については把握できていないところもございますが、聞き及んでいるところで

石松事務局長	は、簡易な薬品に関する事故は何件かあったというふうに聞いております。
大久保議長	ほかにございますか。 (なしの声)
大久保議長	ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。 これから討論に入ります。ご意見ございませんか。 (なしの声)
大久保議長	これをもちまして討論を終結いたします。 これより第 16 号議案について、採決を行います。 本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。 (全員起立)
大久保議長	全員賛成でございます。 よって、第 16 号議案は、原案のとおり可決されました。 日程第21 第17号議案 「平成26年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計予算について」を議題といたします。 執行部の説明を求めます。石松事務局長。
石松事務局長	第 17 号議案「平成 26 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計予算について 平成 26 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。 平成 26 年 2 月 17 日提出 宗像地区事務組合 組合長 谷 井 博 美 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 6,676 万 8 千円と定めるものです。 平成 25 年度当初予算に比べ、4 億 2,488 万 8 千円の増額となっております。 それでは、予算書の内容につきまして、事項別明細に沿ってご説明いたします。 歳入からご説明いたします。8 ページ、9 ページをご覧ください。 1 款 事業収入は、前年度より 47 万円増額し、1,381 万 5 千円を計上しております。 2 款 分担金及び負担金は、前年度より 3 千円増額し、10 万 8 千円を計上しております。 3 款 国庫支出金は、前年度より 1 億 8,252 万 3 千円増額し、2 億 3,532 万 3 千円を計上しております。

石松事務局長	<p>4款 繰入金は、前年度より 1 億 5,090 万 2 千円増額し、1 億 9,884 万 1 千円計上しております。</p> <p>5款 繰越金は、宗像市からの繰り入れと収支を調節するため、前年度と同額、1 千円を計上しております。</p> <p>6款 諸収入は、前年度より 31 万円減額し、98 万円を計上しております。主な内容としては、前年度事業に係る消費税還付金 97 万円を計上しております。</p> <p>7款 組合債は、前年度より 9,130 万円増額し、簡易水道事業債 1 億 1,770 万円を計上しております。</p> <p>次に歳出の説明をいたします。10ページ、11ページをご覧ください。</p> <p>1款 総務費は、前年度より 687 万円増額し、2,677 万 1 千円を計上しております。主な支出としては、11節の需用費は、光熱水費や配水管の漏水修繕費などで 908 万 9 千円。12節の役務費は、水質検査の手数料などで 343 万 9 千円。</p> <p>13節の委託料は、大島簡易水道施設管理委託料などで、1,114 万円を計上しております。</p> <p>16節の原材料費は、漏水等事故対応用の資機材購入費で 300 万円を計上しております。</p> <p>これにつきましては、離島における緊急対応に必要な資機材を最低限購入するものでございまして、小型の発電機や電動削り機などの機材や、水道管材などを購入するものでございます。宗像市の生活安全課や管工事組合と協議を進めておりまして、予算の可決をいただきましたら、運営のソフトを構築する計画でございます。</p> <p>続きまして12ページ、13ページをご覧ください。</p> <p>1款 事業費は、前年度より 4 億 1,542 万 6 千円増額し、5 億 3,215 万 6 千円計上しております。</p> <p>主な支出としては、13節の委託料は、大島浄水場施工管理業務委託等で 1,431 万 2 千円、15節の工事請負費については、大島浄水場更新工事等で 5 億 1,764 万 6 千円を計上しております。</p> <p>2款 公債費は、償還元金及び利子に係るもので、前年度より 259 万 2 千円増額し、734 万 1 千円を計上しております。</p> <p>続きまして14ページ、15ページをご覧ください。</p> <p>債務負担行為に関する調書を掲載しております。</p> <p>大島簡易水道施設更新事業で、工期が 18 ヶ月必要となりますから、平成 26 年度から平成 27 年度までで 5 億 2,995 万 8 千円を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p> <p>これから質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>石松議員。</p>
大久保議長	
石松議員	予算書の 13 ページ、営業課の事業のところです。

石松議員	<p>中身について異議がある訳はないのですが、一般論として離島の仕事というのは非常に非効率的です。それで入札不調があつたと思いますし、宗像市の建設業の工事請負業等でも度々入札不調があります。それは業者としてなかなか採算が合わない、という声も聞いております。</p> <p>そこで質問ですが、離島特別単価というか、割増をプラスしたものを持つことによって、適正な利潤が出るような仕組みに変えないと、離島の仕事は不調が続いて、結果的には事務方の作業が非常に非効率になるんです。</p> <p>そのへんは少し検討ができるかお伺いしたい。</p>
大久保議長	施設課長。
谷口施設課長	<p>県のほうの積算システム、歩掛を使って工事を設計しておりますので、その中に例えれば離島であれば船の費用を補いなさいとか、いう項目があれば当然上積みというのではありませんが、通常であれば県の単価で決まっていますので、今のところそれだけを特別に見直すということはできませんが、どこの事業体もそういう、建築関係では特に不調が何回も起こっていることもありますので、設計の段階で出来るだけ細かいところまで拾い上げて、少しでも不調がないように望みたいと思います。以上です。</p>
大久保議長	ほかにございませんか。 末吉議員。
末吉議員	<p>石松議員が質問したことに関連してですが、今の答弁ですと、当然離島の工事で仕様書を組むときに機材や資材は投入しないと工事はできませんよね。</p> <p>資材を搬送するにあたっては陸続きだと自分の作業で持ち込めばいいけれど、離島ですからフェリー代がかかるだろうし、あるいはもっと大きなものについては代車で大規模な資材の搬入をする必要があると。だからその工事の特性を定めるのが仕様書でしょう。仕様書の細かな個別のものについては県の基準があるでしょう。</p> <p>あるけども、その工事の特性として具備すべきものが特記事項の中で明記すべきだと思うんです。それをしないで、その経費がみられないということであれば不調に終わるということはあると思うのですが。それを全くしてないという理解でよろしいですか。</p>
大久保議長	施設課長。
谷口施設課長	<p>今まで標準でやっております。ただし特に地島、大島の関係で、例えば地島であればフェリーが2週間に1回しか行きませんし、そうした場合は重機を一日使うのに持つて行つたと。それで帰つてくる場合、次の2週間後しか帰れないとかいうようなことになりますので、実情に合わせて設計の段階で上積みしていく必要があると思いますので、4月以降できるだけ、今ご質問があつたようななかたちを入れて設計に反映していくたいと思います。</p>

大久保議長	<p>よろしいですか、ほかにございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
大久保議長	
大久保議長	<p>ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論に入ります。ご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
大久保議長	<p>これをもちまして、討論を終結いたします。</p> <p>これより第17号議案について、採決を行います。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。</p>
大久保議長	(全員起立)
大久保議長	<p>全員賛成でございます。</p> <p>よって、第17号議案は、原案のとおり可決されました。</p>
石松事務局長	
石松事務局長	<p>日程第22 第18号議案「平成26年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算について」を議題といたします。</p> <p>執行部の説明を求めます。石松 事務局長。</p>
石松事務局長	<p>第18号議案「平成26年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算について」 平成26年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成26年2月17日提出 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美</p> <p>歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,058万円と定めるものでございます。平成25年度当初予算に比べ、1,440万7千円の増額となっております。 それでは、予算の内容につきまして、事項別明細に沿ってご説明いたします。</p> <p>歳入からご説明いたします。 7ページ、8ページをご覧ください。</p> <p>1款 事業収入は、前年度より5万3千円増額し、155万5千円を計上しております。 繰入金は、前年度より705万4千円増額し、1,172万2千円を計上しております。</p> <p>増額の主な内容としまして、後ほどご説明いたしますが、簡易水道事業費、工事請負費の計上に伴い、福津市繰入金の増額によるものでございます。</p> <p>5款 諸収入は、前年度より730万円増額いたしまして、730万1千円を計上しております。 内容としまして県の事業に伴う補償費として730万円を計上しております。</p>

石松事務局長	<p>次に歳出の説明に入らせて頂きますので9ページ、10ページをご覧いただきたいと思います。</p>
	<p>1款 総務費は、前年度より29万4千円減額し、318万9千円を計上しております。主な支出としては、11節の需用費は、修繕費などで162万9千円。12節の役務費につきましては、水質検査の手数料などで121万5千円を計上しております。</p>
	<p>2款 事業費 簡易水道事業費、15節 工事請負費は県の事業であります主要地方道飯塚福間線の道路新設工事に伴う配水管布設替工事によるもので、先ほど可決いただきました平成25年度に減額した494万円を含み、1,470万円計上しておるところです。</p>
	<p>3款 公債費は、償還元金及び利子に係るもので、223万7千円を計上しております。</p>
	<p>以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
大久保議長	<p>これから質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
大久保議長	<p>ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。</p>
	<p>これから討論に入ります。ご意見ございませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
大久保議長	<p>これをもちまして、討論を終結いたします。</p>
	<p>これより第18号議案について、採決を行います。</p>
	<p>本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。</p>
	<p>(全員起立)</p>
大久保議長	<p>全員賛成でございます。</p>
	<p>よって、第18号議案は、原案のとおり可決されました。</p>
	<p>日程第23 第19号議案 「平成26年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について」を議題といたします。 執行部の説明を求めます。石松事務局長。</p>
石松事務局長	<p>第19号議案「平成26年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について」</p>
	<p>平成26年度宗像地区事務組合水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。</p>
	<p>平成26年2月17日提出 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美</p>

石松事務局長	<p>平成26年度予算におきましても、国庫補助事業でございます水道事業広域化促進事業を活用いたましてし、畦町配水池築造工事等、生活基盤近代化事業を活用いたしまして、地島浄水場築造工事等を予定し、水道水の安定供給に努めることとしております。また、収納関連業務を中心としたアウトソーシングを、引き続き実施し、さらなる業務の効率化とお客様サービスの向上を図ることとしております。</p> <p>地方公営企業会計制度の改正がございまして、会計基準の見直しが行われております。平成26年度予算より適用となっております。主な内容は、借入資本制度の廃止、みなし償却制度の廃止、引当金の見直し、キャッシュ・フロー計算書の作成等が主な内容でございます。</p> <p>それでは、予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>第2条で、「業務の予定量」を定めております。</p> <p>年間総給水量は、1,252万400m³を予定しております、1.4%の伸びを見込んでおります。主な事業として、老朽化した水道管の布設替を行う一般改良事業として5億8,166万円、新規の水道管布設等を行う拡張事業費として7億2,450万8千円を計上しております。</p> <p>第3条及び第4条につきましては、後の事項別明細書で説明させていただきます。</p> <p>2ページの第5条では、債務負担行為について定めております。</p> <p>畦町配水池築造で限度額6億4,702万5千円、地島簡易水道施設更新で限度額3億6,294万円、期間は工期が14ヶ月から18ヶ月必要なため、どちらも平成26年度から平成27年度までとしております。</p> <p>第6条から第11条につきましては、説明を省略させていただきます。</p> <p>次に、9ページの予定キャッシュフロー計算書ですが、今回の制度改正により新たに追加となったものでございます。貸借対照表や損益計算書と併せて、経営状況が明示されるもので、最下段「資金期末残高」の金額27億8,118万6千円余は、16ページ及び17ページの予定貸借対照表の資産の部、2 流動資産、(1)現金預金の額と一致しております。</p> <p>次に、10ページから15ページに給与費明細をあげております。</p> <p>まず、1総括ですが、平成26年度(本年度)と平成25年度(前年度)の職員数と給与費等について比較しております。</p> <p>16・17ページをご覧ください。平成26年度当初予算ベースにより決算を見込んだ予定貸借対照表を掲載しております。</p> <p>資産合計、負債・資本合計それぞれ365億4,366万6千円余を予定しております。</p> <p>18・19ページをご覧ください。制度改正後の平成26年4月1日現在の予定開始貸借対照表を掲載しております。資産合計、負債・資本合計それぞれ358億5,187万5千円余を予定しております。</p> <p>20・21ページをご覧ください。平成25年度決算見込による制度改正前の平成25年度末、予定貸借対照表を掲載しております。資産合計、負債・資本合計それぞれ413億5,593万円余を予定しております。</p>
--------	--

石松事務局長	<p>22ページをご覧ください。平成26年度予定損益計算書を掲載しております。当年度純利益として3億9,459万6千円余を予定し、当年度未処分利益剰余金を70億3,569万5千円余と試算しております。</p> <p>23ページをご覧ください。平成25年度決算見込による平成25年度予定損益計算書を掲載しております。当年度純利益として1億7,713万2千円余を予定し、当年度未処分利益剰余金を14億1,234万9千円余と試算しております。</p> <p>続きまして、事項別明細書の説明に入らせていただきます。</p> <p>27ページをご覧ください。主なものにつきまして説明いたします。</p> <p>収益的収支の収入の部ですが、1款 水道事業収益については、32億2,062万7千円を予定しております。</p> <p>1項 営業収益、1目 給水収益については、25億5,943万8千円を計上しております。</p> <p>2目 受託工事収益は、宗像市が負担する道路舗装工事代金として4,000万円、北九州市が負担する畠町配水池送水管布設工事代金として3,150万円、合計7,150万円を計上しております。</p> <p>3目 その他営業収益は、手数料等で1億2,163万5千円を計上しております。</p> <p>この内、2節 手数料は、下水道使用料等徴収事務手数料等で、1億1,356万5千円を計上しております。</p> <p>2項 営業外収益は、4億6,805万3千円を計上しております。</p> <p>この内、3目 加入金は、水道利用加入金として9,210万5千円を計上しております。</p> <p>28ページをご覧ください。</p> <p>8目 長期前受金戻入は、3億5,235万9千円を計上しております。これは、今回の制度改正に伴うもので、予定貸借対照表の長期前受金に計上した未償却相当額のうち、当年度償却分を収益としたものです。</p> <p>9目 引当金戻入益は、退職給付引当金戻入益等で655万7千円を計上しております。これも今回の制度改正によるもので、年度末要引当額の差益分を収益としたものです。</p> <p>29ページをご覧ください。</p> <p>収益的収支の支出の部ですが、1款 水道事業費用は、27億3,143万7千円を計上しております。</p> <p>1項 営業費用、1目 原水及び浄水費は、8億1,143万4千円を計上しております。</p> <p>この内、16節、委託料は、浄水施設の運転管理業務委託で1億8,799万1千円を計上しております。</p> <p>32節、受水費は、北九州市及び福岡地区水道企業団分で4億273万3千円を計上しております。受水量は、北九州市から一日1万m³、福岡地区水道企業団から一日2千400m³受水する予定です。</p> <p>2目 配水及び給水費は、3億3,151万8千円を計上しております。</p>
--------	---

石松事務局長	<p>この内、16節、委託料として、漏水修理業務等で 6,284 万 5 千円計上しております。</p> <p>30ページをご覧ください。</p> <p>20節、修繕費として配水管及び付帯設備等で 2 億 362 万 2 千円を計上しております。</p> <p>3目 受託工事費は、宗像市が負担する道路舗装工事費及び北九州市が負担する送水管布設工事費として、収入の部の受託工事収益と同額の 7,150 万円を計上しております。</p> <p>4目 総係費は、3 億 3,066 万 4 千円 を計上しております。</p> <p>31ページをご覧ください。</p> <p>16節、委託料として、料金システムの関連経費及び収納関連の外部委託等で 1 億 4,580 万 2 千円を計上しております。</p> <p>5目 簡易水道事業費は、地島簡易水道の経費 537 万 6 千円を計上しております。</p> <p>6目 減価償却費は、9 億 9,194 万 8 千円を計上しております。</p> <p>続きまして32ページをご覧ください。</p> <p>7目 資産減耗費は、4,369 万円を計上しております。</p> <p>2項 営業外費用は、1 億 410 万 3 千円を計上しております。</p> <p>3項 特別損失では、その内の、5目 その他特別損失で、今回の制度改正により、退職給付引当金等の繰入額で 3,070 万 4 千円を計上しております。</p> <p>33ページをご覧ください。</p> <p>資本的収支の収入の部ですが、1項、1目 建設改良費等の財源に充てるための企業債は、地島簡易水道整備に係る財源として 6,870 万円を計上しております。</p> <p>2項、1目 負担金及び寄附金については、関係市からの消火栓設置費負担金等で 1,770 万円を計上しております。</p> <p>3項、補助金は、5 億 7,020 万 8 千円を計上しております。</p> <p>1目 国庫補助金は、広域化促進事業等で 4 億 7,747 万円。</p> <p>2目 他会計補助金は、企業債の元金、及び簡易水道事業経費(辺地債分)にかかる宗像市からの補助金 7,072 万 8 千円を計上しております。</p> <p>3目 県補助金は、企業団創設事業時に借り入れた建設利息債の元金償還の2分の1が交付される福岡県の水道広域化事業補助金で 2,201 万円を計上しております。</p> <p>4項、1目 出資金は、企業債の元金及び広域化促進事業の建設改良費にかかる関係市からの出資金と福岡地区水道企業団への関係市からの出資金で 3 億 5,364 万 2 千円を計上しております。</p> <p>続きまして34ページをご覧ください。</p> <p>資本的支出では、1項 一般改良費で、11 億 1,228 万 7 千円を計上しており、この内、</p> <p>4目 浄水施設費として、地島簡水浄水場更新事業で 2 億 9,694 万円。</p> <p>6目 配水施設費として、老朽化した配水管の布設替事業等で 5 億 8,166 万円。</p>
--------	--

石松事務局長	<p>8目 事務費として、16節の配水管布設替測量設計委託料、及び30節の下水道共設に係る費用や派遣職員負担金などで2億76万7千円を計上しております。35ページをご覧ください。</p> <p>2項 拡張事業費は、7億4,193万1千円を計上しており、1目 施設整備費として畠町配水池築造、畠町配水池系の新規の配水管布設工事等で7億2,450万8千円を計上しております。</p> <p>次に、3項、1目 企業債償還金については、3億2,372万7千円を計上しております。</p> <p>4項、1目 国庫補助金返還金は、平成25年度の国庫補助金にかかる消費税及び地方消費税相当分として2,532万5千円を計上しております。</p> <p>5項、1目 出資金は、福岡地区水道企業団への出資金のため、関係市から受け入れた額をそのまま計上しております。</p> <p>簡単ではございますが、以上で平成26年度宗像地区事務組合水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
大久保議長	<p>これから質疑に入ります。</p> <p>水道会計につきましては、一括で、質疑を受けたいと思います。</p> <p>質疑、ございませんか。</p> <p>石松議員。</p>
石松議員	<p>予算書の32ページ、その他特別損失のところ、これに該当するものが損益計算書の22ページの特別損失の、その他特別損失ですが、今回、昭和41年以来の会計基準の大幅な改定で、執行部はこういった形で予算書を作るのは大変だったと思います。</p> <p>そこで今回の改定のポイントで、今私が言った32ページのところですが、退職給与引当金の繰入額とか賞与引当金の繰入額等々が、どうしてここの特別損失に入れるのか、ということが私はわかりません。</p> <p>本来は今回、眞の損益構造を明らかにするため、というのがポイントに一つはあつたと思いますが、であるならば、営業費用として明確に営業収益を得るためにこういったことは必要なものですから、ここに計上すべきではなかったのかと思うのですが、どうして特別損失に入れたのかについてご説明いただきたい。</p>
大久保議長	<p>営業課長。</p>
矢富営業課長	<p>今のご質問、確かに退職給与引当金・賞与引当金・法定福利引当金が、なぜ特別損失のほうに上がってくるのかというの、今回の制度改正の大きなところの考え方なんですが、今までだとたとえば賞与でしたら、その年度に支払われる賞与は経費として全額をそこに計上しておりましたが、今回の制度改正によりまして賞与の算定期間というものが重視されますので、これがたとえば6月支給分でしたら、前の年の12</p>

矢富営業課長	<p>月から5月までというかたちになりますので、前年分がそこに何ヶ月分か入ってくる。</p> <p>逆に今後は12月支給分については全額できますが、賞与の算定基準、期間というものが左右されて、こういうかたちで特別損失、いわゆる損失扱いになりますので、今回につきましては、ここに賞与引当金繰入額という形で上がってきているのは、今回が初年度ですのでこういうかたちで上がってきます。</p> <p>次年度以降についてはこの分については上がりません。いわゆる過去の分についてのものが損失だという認識でここに上がってくるというかたちになりますので。</p> <p>退職給付引当金につきましては、例えば平成26年3月31日に今の職員が全員辞めたとなった時に、どれだけの支給分がいるのか、というところの金額を、引当金では本来今まで上げるのですが、私どもは福岡県退職手当組合に加盟しておりますので、そちらに納付してある金額から、実際今の職員が平成27年3月31日で職員が全員退職した時に間に合っているかどうかという差額分につきましては、ここにその見込額を差し引きして損失額としてここに計上しなさいと。</p> <p>その年度に必要なものが今まで計上されていましたが、今度の制度改革によって、過去の分も含めて事業として本来必要な数字を全部ここに計算しなさい、というのが今回の制度改革の大きな目的になっていますので、過年度分も含めたところで特別損失というかたちでここに数字をあげなさい、ということになっております。</p>
大久保議長	石松議員。
石松議員	営業課長にお伺いしますけど、指導があったのは福岡県の指導でこういうかたちで上げなさい、ということになって上げたのでしょうか。
大久保議長	営業課長。
矢富営業課長	これは総務省の公営企業会計の部分についての制度改革、法の改正がありましたので、その法の改正に則りまして今回こういうかたちにしております。
大久保議長	石松議員。
石松議員	ネットで総務省の地方公営企業会計制度見直し後の財務処理のとらえ方のポイントというのが平成24年8月に出ているんですよ。その中のポイントの一つとして、眞の損益構造が明らかになるということで、繰入額等は損失に入れるのではなく、明らかに営業費用の一つとして表にしなさい、というふうに私は理解しているのですが、今、営業課長は総務省の指導に基づいてとおっしゃったのですが、そのへんはいかがでしょうか。
大久保議長	矢富営業課長。

矢富営業課長	<p>石松議員さんのおっしゃるとおりなのですが、それは会計が継続的にずっとおこなわれていけば特別損失というかたちでは上がってきません。これは経費として上がります。</p> <p>先ほども申しましたように今年度は初年度ですので、こういうかたちで過去の分については特別損失で上げなさい、となっていますので、その指導に基づきまして計上させていただいております。</p>
大久保議長	石松議員。
石松議員	<p>16 ページの貸借対照表をご覧になってください。</p> <p>こここのところで未収金のところ、今まで未収金がいくらということしか出ていなかつたのですが、今回の会計基準の見直しによって未収金貸倒引当金、つまり回収不能の額がこれくらいですよ、という金額が 1,000 万強出ています。これは未収金の額の 8.2% に相当するのですが、これが妥当なのかどうか。</p> <p>それともう一つは債権管理をどのように今までやってきて、8.2% が高いか低いかということはよそと比較しないと分かりませんが、またこれからは執行部としていかがお考えなのかお聞かせください。</p>
大久保議長	営業課長。
矢富営業課長	<p>ここに上がってきています未収金、具体的に言いますと決算期における不能欠損の予測という数字をここに上げなさい、というのが大きな目的ですが、その対応策としまして現在ジェネットという業者の方に委託しておりますが、効果としましては滞納整理につきましては、件数的には前年期に比べまして減少しております。</p> <p>現在私どもが、もう少し先に進めたものにしたいということで、支払い督促という法的手段まで昨年度から実施しております。それによって支払い督促という法的手段、滞納者にそういう督促を出した場合には、今までにも成果が上がってきておりますので、毎年そういうかたちでできるだけ滞納整理部分についても、法的手段等含めまして今後もやっていきたいと思っております。</p>
大久保議長	石松議員。
石松議員	今後はこの貸倒引当金の率は少なくなるであろうという、営業課長より実際の状況等報告がありましたが、そのように私たちは理解をしていいか、最後にお願いします。
大久保議長	営業課長。
矢富営業課長	先ほども触れましたが、ここに上がっているのは金額です。 金額について申しますと、一件で 100 万円のものもあれば一件 1 万円のものもありますので、ここで金額

矢富営業課長	が確実に減っていくかと問われると、私がここで確実に減っていく、ということは申し上げられません。ですが件数としましては随時減っていっておりますので、これから先も件数が減っていくような努力は十分していきたいと思います。以上です。
大久保議長	ほかにございませんか。 吉田議員。
吉田議員	18 ページ、20 ページ、予定貸借対照表、平成 26 年 3 月 31 日、その前ページが 4 月 1 日ですね。1 日違いでこうも貸借対照表が変わるものでしょうか。これは制度改正のためでしょうか。
大久保議長	営業課長。
矢富営業課長	吉田議員からご指摘いただきましたが、こちらに挙げている平成 26 年 4 月 1 日、18、19 ページに載せております予定貸借対照表は、平成 26 年 4 月 1 日現在のものでございます。そして 20、21 ページ、こちらには平成 25 年度末、平成 26 年 3 月 31 日現在の予定貸借対照表を載せております。 本来ですと予算書にはこの 18、19 ページの部分は必要ありませんが、今回制度改正がありましたので、平成 25 年度末、平成 26 年 3 月 31 日の予定貸借対照表が制度改正によりまして、平成 26 年 4 月 1 日、このように表示形式が変わりますという参考部分として、今回は載せております。 ですので先ほど吉田議員からご指摘いただきました前ページの 16、17 ページとの数字の差がこんなに違うのかというのは、これは平成 26 年 4 月 1 日、期首の分の予定貸借対照表と、16、17 ページの分につきましては、これは平成 26 年度の予算を実際に実行して動いたあと年度末の予定貸借対照表ということになっておりますので、数字が大きく動いております。
大久保議長	吉田議員。
吉田議員	すみません、20 ページでした。 今年度の 3 月 31 日と 4 月 1 日の 1 日違いで、流動資産合計は現金とか預金ですから同じ金額です。しかし貸借対照表、この計算は率が変わったのでしょうか。 そのために剩余金は半分以下になっています。今までの計算方法はなんだったのだろうかという感じがいたします。そのへんにつきましてはどのような所感をお持ちでしょうか。
大久保議長	営業課長。
矢富営業課長	平成 25 年度末と平成 26 年度の期首、これの比較、制度改正前と改正後の予定貸

矢富営業課長	<p>借対照表の表記、目で見ていただいたら全く数字違うではないかと、先ほど局長からも説明がありましたとおり今回制度改正によりまして、みなし償却制度の廃止、借入資本金の見直しがございました。21 ページの中ほどにあります借入資本金に企業債の38億2千万とあります。今まで地方公営企業会計では借入金、借金の部分が資本金扱いになっていましたが通常の会計方式に戻りまして債務、借金として会計処理をしなさいと、18 ページ下段のほうにあります固定負債、企業債、こちらのほうに移ったという事です。先ほど言いました、みなし償却制度の廃止という事で当組合におきましては資産を受け入れする場合、補助金で財源構成しておりますけれど、補助金につきましては減価償却する際の補助金を除いたところで資産活用で当組合の減価償却方法でございましたが、みなし償却制度が廃止になったことによりまして 21 ページに上げています剰余金 国庫補助金、県補助金 もろもろございますがこの分のみなし償却部分を廃止しなさいという事になりましたので、固定資産の減価償却、18 ページに移りますけれども、こちらのほうにすべて減価償却した時の累計額を置き換えてみなさい、となりましたので資産、負債資本の合計額はここで大きく動いたかたちになっております。細かい事を言いますと非常に難しくなりますので簡単な説明にさせていただきます。</p>
大久保議長	<p>それでは、全体をとおして質疑ございませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
大久保議長	<p>ないようでしたら、これをもちまして、質疑を終結いたします。 これから討論に入ります。ご意見ございませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
大久保議長	<p>これをもちまして、討論を終結いたします。 これより第 19 号議案について、採決を行います。 本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。</p>
	<p>(全員起立)</p>
大久保議長	<p>全員賛成でございます。 よって、第 19 号議案は、原案のとおり可決されました。</p>
	<p>お諮りいたします。 本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定により、議長に委任をいただきたいと思います。これに異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声)
大久保議長	<p>異議なしと認めます。よって、字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決しました。</p> <p>以上で、本会議に付議されました案件の審査はすべて終了いたしました。 よって、平成 26 年第 1 回議会定例会を閉会いたします。</p>